

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

平成29年9月6日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	情報管理課長	菊地浩君
産業振興課長	小川泉君	市民部副参事	宮田智雄君
地域振興課長	大法努君	子育て支援課長	鈴木礼子君

青少年課長 新海隆弘君
障害福祉課長 小川則之君
環境課長 関田孝志君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
給食課長 斎藤謙二郎君

福祉部副参事 尾又齐夫君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 廣瀬裕君
学校教育部
副参事 吉岡琢真君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

12番、蜂須賀千雅でございます。平成29年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、健康寿命の延伸に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

①といたしまして、健康寿命延伸の現状・課題・今後についてお伺いをいたします。

②といたしまして、市立公園の健康遊具設置に関する現状・課題・今後について。

③といたしまして、老人クラブに期待をする健康寿命延伸に向けた取り組みについてをお伺いをいたします。

次、2番といたしまして、長期休業期間中の小中学生の食についてお伺いをいたします。

①といたしまして、小中学生が1人で食事することの弊害について。

②といたしまして、長期休業期間中における学童クラブでの食についての現状・課題・今後の取り組みについて。

③といたしまして、長期休業期間中における地域の御協力をいただいての食の提供への取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、道路のバリアフリーの向上についてをお伺いいたします。

①といたしまして、歩道等におけるベンチの設置基準について。

②といたしまして、坂道等への手すりの設置基準について。

③といたしまして、今後のバリアフリーに向けた取り組みについてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、健康寿命延伸への取り組みについてであります。現在市では、平成27年3月に東大和市健康増進計画を策定し、健康寿命の延伸を目指しさまざまな事業を実施し、健康づくりに取り組んでいるところであります。

課題としましては、当市の平成26年の65歳健康寿命は、男女ともに北多摩西部保健医療圏の平均を上回って

おりますが、65歳平均余命において要介護認定となるなどの平均障害期間は、男性で3.1年、女性では6.5年がありますことから、健康寿命のさらなる延伸が課題であると認識しております。

今後につきましては、各種検診の受診率を向上させ、疾患早期発見や早期治療を促すとともに、健康づくり関連事業を関係機関等と連携し、健康寿命延伸に向けた取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、市立公園への健康遊具の設置についてであります。現在健康遊具につきましては、市立公園5カ所に背伸ばしベンチなど20基設置しております。課題としましては、故障が多いことや修理部品は外国製品が多く、調達に時間を要することが挙げられます。今後につきましては、健康遊具の利用状況、公園の利用状況や地域住民の皆様の御意見等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、老人クラブに対する健康寿命延伸に向けた取り組みについてであります。現在老人クラブや市老人クラブ連合会に対しまして補助金を交付しており、その補助対象事業として、高齢者の健康を進める活動を掲げております。市といたしましては、補助金の交付を通して高齢者の健康寿命の延伸に役立つ活動が積極的に行われるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、長期休業期間中に小中学生が1人で食事をするということについてであります。食事を楽しくとるということを考えますと、御家庭の事情があると思いますが、1人で食事をとることは好ましいことではないと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、長期休業期間中における学童保育所での食についてであります。現在現状及び課題につきましては、お弁当を持参しておりますことから、夏季におけます保管方法への配慮が課題となっております。今後の取り組みにつきましては、保護者の皆様が安心できるよう、引き続きお弁当の保管方法に配慮するとともに、お便りや保護者会などを通じて、現状の取り組み内容の説明を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、地域での食の提供への取り組みについてであります。現在南街こども食堂が南街2丁目、協和三自治会集会所を会場としまして、毎月第1と第3火曜日にこども食堂を開いております。また、新たに芝中住宅イ-19号棟集会所を会場としまして、芝中こども食堂がこの9月から、毎月第3水曜日にこども食堂を開く予定であると伺っております。市といたしましては、当該団体の依頼に応じ、市の関係施設でのポスター掲示やチラシの窓口設置などの協力を行っております。

次に、歩道等におけるベンチの設置基準についてであります。歩道等におけますベンチにつきましては、東京都福祉のまちづくり条例におきまして、高齢者や障害者の方などが歩行中に休憩や交流ができる施設として、必要に応じて設けるものと定められております。ベンチの設置基準につきましては、設置場所や歩道幅員などの条件を定めております東京都福祉のまちづくり条例の整備基準による必要があると考えております。

次に、坂道等への手すりの設置基準についてであります。道路内の手すりにつきましては、東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例に立体横断施設の傾斜や階段などに設けるものとして規定しておりますが、坂道等への手すりの設置基準はありません。

次に、今後のバリアフリーに向けた取り組みについてであります。今後につきましても歩道のバリアフリー化などを引き続き高齢者や障害者の方を含む全ての方々が安全かつ快適に移動できるよう、ユニバーサルデザインを基本理念としました東京都福祉のまちづくり条例に基づく道路整備を行ってまいりたいと考えており

ます。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 長期休業中に小中学生が1人で食事をする事の弊害についてであります、家族と一緒に食事をとることは、望ましいことであると認識しております。その一方で、子供1人で食事をとらざるを得ない状況があることも推測されます。各家庭によって状況はさまざまですが、昼食、お昼御飯が朝から用意されていたり、子供が購入したりするケースもあると聞いております。栄養バランスのとれた食事、協力、マナー、コミュニケーションなどについて心配なところも多くありますので、今後も家庭と協力するとともに、学校における食育指導にも力を入れてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思えます。

まず、健康寿命延伸に向けての取り組みということでお伺いをさせていただきたいというふうに思えます。

日本人の平均寿命は、また過去最高を記録し、日本人健康寿命と平均寿命の差が縮まることが当然、理想だということで、さまざまな施策を打っていただいているところがございますが、今回、市長答弁にもありましたとおり、体の健康の部分、こちらはよく各種検診の受診率の向上の件であったり、また早期発見、早期治療を促して健康寿命を延伸したいということで先ほど答弁ありましたが、そちらは引き続きとり行っていただきたいと思えますが、今回は体の健康とあわせて、心の健康も一緒に合わさって初めて健康ということが言えるのだというふうに思えますので、高齢者になって1人にならないで、地域とのつながりの場は今現在きちんと確保されているのかということと、それからあわせて、元気なシニア世代の知識と経験を生かした活動を中心に、そのあたりがどうなっているのかということを含めて少しお伺いをさせていただければというふうに思えます。

地域とのつながりという面で、60歳以上の方を対象に、さまざまな施策だったり、さまざまな施設がいろいろあるというふうに認識しておりますが、まず市内の老人福祉館が果たしている現状の取り組みそれから課題、今後についてを少しお伺いをさせていただければというふうに思えます。

○地域振興課長（大法 努君） 老人福祉センター、老人福祉館は、市内に居住する60歳以上の方及び原則として市内に居住する60歳以上の方をもって組織する団体の皆様が健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの余暇を楽しむ憩いの場としての役割を果たしております。限られた予算の中で施設の利用促進に努めていることから、利用者の声に十分に答え切れていないことが課題であると認識しております。開館からかなりの年月が経過している施設が多いことから、今後も憩いの場としての役割を果たせるよう、適切な維持管理に取り組んでまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

1点だけ、市内の老人福祉館の件なんです、今課長から答弁ありましたように、施設がかなり老朽化しているというお話は伺いました。

利用者の声という部分ですが、1点だけ、どのような声が、御希望が多いのかということだけをちょっともし把握しているようであれば、教えていただければと思えます。

○地域振興課長（大法 努君） 例えばでございますが、御高齢になったことによりまして、立ったり座ったりすることがままならないということで、今現在、教養娯楽室という部屋がございますけども、そういった部屋には畳の部屋が多くございます。そういったことから、畳ではなく、例えばそういった部屋に机や椅子を配置してほしいというような、そういった声を伺っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今の点につきましては、毎年の予算の中で少しずつ改善していただいているのかなというふうに思いますので、利用者の声に十分応えていただけますよう、そのあたりぜひ60歳以上の方々がレクリエーション、余暇を楽しみ、そういった場所であるというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりの声を酌んでいただいて、予算に反映していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、当然、地域とのつながりということであれば、自治会ということになると思ひます。健康寿命の延伸を期待する、これは健康寿命の延伸ということに限って言えば、自治会の取り組みで例えば期待する部分の現状・課題・今後についてはどのような認識を捉えているか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現状につきましては、自治会など地域の団体からの多摩湖塾の健康づくり講座などとして、保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職を派遣し、生活習慣病の予防の講話など、健康寿命の取り組みを行っております。

課題につきましては、自治会など地域の団体に所属する市民の皆様が定期的に健診を受け、必要に応じ早期に医療機関を受診し、治療を継続していただくという個人の取り組みを団体の活動による住民相互のつながりにより強化を図り、全体の健康状態を向上させることが必要であると考えております。

今後につきましては、地域団体などの活動による地域のつながりが健康状態と関係することについて、自治会などとのつながりの中で普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） 市内の自治会の中には、月1回、区域内にある公園におきまして、主に高齢の方を中心に、幅広い世代を対象にした交流の場を設けている団体もございます。お茶などを飲みながら皆さんで語り、健康面の維持に配慮してニュースポーツや元気ゆうゆう体操などをしたりするなど、楽しいひとときを過ごされていると伺っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

保健センターさんになると思ひますね。健康課長からお話ありましたが、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職を派遣しということで今お話ありましたが、前の前の議会のときに保健センターの機能拡充ということで一般質問させていただきましたが、自治会であったり、シニアクラブであったり、さまざまイベントやるときに、当然、保健センターの方に来ていただいて、お話をさせていただいたりということを要望される団体も非常に多いものですから、その中で恐らく職員の人数が多分限られてる中で、恐らく1年に1回ということのたしか決まりがつけたかなということが考えておりますが、今後健康寿命の延伸ということであれば、ニーズはどんどん高まっていく部分があって、保健センターの機能拡充という部分に関しましても少し今後は、やっぱり必要になってくるんでないかなというふうに捉えているのですが、そのあたりもし御所見がありましたら、1点だけお答えいただけますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからもお話がございましたので、職員につきましては、人数がやはり限られてるといこともございまして、全てにお応えできてないということは、担当部としても承知はしているところでございます。

講座等の実施の方法、それぞれの単体の団体の団体さんだけでやるのか、複数の団体さんと共同でということも考えられると思いますので、そういったところは今後工夫を加えまして対応していければというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 福祉部長、ありがとうございます。

今後ニーズが下がるということはないと思いますので、ぜひその辺捉えていただいて、お取り組みをしていただければというふうに思います。よろしく願います。

それから、今地域振興課長から市内の自治会で月1回、公園においてというお話がありましたが、ニュースポーツの関係だったり、介護予防の関係だったり、あと介護予防リーダーの皆さんの関係で、この活動をされてる自治会の件もお伺いをさせていただいております。非常にいい活動をされておりますので、自治会長会議等でもこういった活動しているということは既にもうお話しいただいていると思いますが、全く取り組んでない自治会等もありますので、ぜひそのあたり、せつかく活動されてる、いい活動されてる地域、南部の地域だと思いますので、ぜひ御紹介いただけますよう、そちらは要望させていただければというふうに思いますので、よろしくお願したいというふうに思います。

先ほどのシニアの世代の知識と経験を生かしたということで、御自身の生きがいということで、それが健康寿命の延伸にもつながっていくということであれば、当然、異世代の方々との取り組みということになってくると小中学校におけるということが出てくると思います。

小中学校におけるこういった現役を退かれた地域の有望な人材含めて、こういった方々をボランティア含む取り組みと現状それから課題と今後の取り組みについて、教育委員会のほうから御答弁いただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 小中学校における取り組み状況でございますけれども、教育指導課におきましてボランティアとして登録をされている方がおります。

ボランティアの内容でございますが、図書ボランティア、教科指導補助活動、また教育相談、通訳、学校行事などがございます。そのほか有償ボランティアといたしましては、学校と家庭の連携推進事業での支援員であったりとか、また学力ステップアップ推進事業における指導員がおります。さらに、部活動の外部指導員としても活躍をいただいているところでございます。

課題につきましては、多くの取り組みにおいて大変助かっておりますので特にございませんが、御自身の健康に気をつけながら活動していただければというふうに思っているところです。今後につきましてもシニア世代の知識や技能、そして経験を生かしていただき、子供たちのために活躍していただけることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） ただいま御紹介のほかに、犯罪から子供たちを守って安心して学校へ通えるよう、スクールガード、学校安全ボランティアというものなんですけど、そちらを市内の全ての小学校で組織しております。加えて、児童の登下校中の安全を見守るために、学童交通擁護員の方や交通擁護ボランティアの

方にシニア世代の方々にも御協力をいただいているところでございます。

課題としましては、ボランティアとなられる方が固定化してしましまして、年齢や健康状態を理由におやめになりますとなかなか後任の方が見つからないということがございます。今後といたしましても教育委員会だより等でボランティアの募集について幅広く周知を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

小中学校におけるこうした知識と経験を生かしたボランティアの方々の募集というか、含めて、学校ごとに多少やっぱり差があるのは、これは校長先生に学校管理をお任せしてるという、校長先生の考え方いかんで積極的にやっていないわけじゃないんですが、学校ごとに取り組みの違いがあるというのはそういうところであられるという認識でよろしいのかどうかだけ、最後教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 各学校で必要とされる人材というのは、違っているところは確かでございます。ですので、それぞれの学校で人数も違ってまいりますし、取り組みの内容も違っております。学校のほうでこのような人材が欲しいというような要望があった場合には、教育委員会でも登録しているボランティアの方を紹介したりとか、または教育委員会で探したりというようなこともございます。そのようなことで各学校、校長先生のお考えにもよりますが、ボランティアの内容等が違ってきているというような状況がございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ積極的に各学校ともこういったシニアの知識と経験を生かしたさまざまな人材をぜひ獲得していただいて、取り組みをしていただければというふうに思います。

日ごろから学校に出入りをしていただく方々が当然、地域の自治会だったり、ふえれば、地域活動自体もことは夏のお祭りも大変多かったですが、子供たちと日ごろから顔を合わせているシニアの方が多ければ、非常にさまざまな面で有効活用になりますので、ぜひそのあたり、何かの機会を通じて学校長のほうに積極的に地域との振興を図る意味でも、そういったボランティアの関係を進めていただきたいということでお伝えをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、他市ではファミリーサポートセンターというと思いますが、東大和市では、社協のほうだったかな、さわやかサービス事業だったというふうに思います。こちらさまざまな働いてるお母さん世代、また高齢者の日常生活の支援だったりということで、こちらシニア世代の知識と経験を生かしたということの取り組みの中で、御自身のやりがいがある活動でということで私も捉えておりますが、このあたり、現状の登録者の状況と詳細、今後についてということでもちょっと教えていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東大和市さわやかサービス事業についてでございますが、市は現在社会福祉協議会に補助金を交付してこの事業を実施しております。この事業において提供するサービスというものは、高齢者の日常生活支援ですとか、子育て中の親の育児支援などがあります。

サービスにつきましては、登録された協力会員というものによって提供されるものでして、保育園の送迎ですとか、保護者の外出時の保育、それから高齢者につきましては、通院の付き添いですとか掃除、洗濯、買い物、調理等がございます。

平成28年度につきましては、登録された協力会員の数というのは65名でございます。このうち75%に当たる49名が60歳以上、さらには70歳以上の方は30名いらっしゃいます。利用会員のほうは134名、そのうち高齢者

が96名、子育て中の者が38名となっております。

このサービスにつきましては、利用会員からのさまざまな要望というものがございます。このような多様な声に対しまして、協力会員がいかに対応するかということが課題となっております。今後につきましては、協力会員の特性と利用会員の希望内容を適正にマッチングさせることによってこの事業を継続することが望ましいと考えております。高齢化した協力会員も豊富な経験を有しております、その能力を生かせる場面、これが重要であるというふうに考えております。そして、社会に役立つ経験ということをすることで充足感と生きがいを見出して、心の安定と健康保持に役立つものというふうに考えております。

以上であります。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、社会に役立つ経験をすることで充足感と生きがいを見出していくことは、まさにそのとおりであるというふうに捉えております。

それで、私の地域も大変高齢化が進んでいる地域で、また仕事人間の方が非常に多い地域で、奥様がちょっと入院したとか、けがをされてということでこのサービスを利用して、私も紹介して利用していただいた方も多いんですが、調理で大変助かったという声が多くて、非常にこういった自分の役立つ経験をこういった場で、非常にまた来ていただく方もやりがいを感じていただいて、目的を感じて取り組んでいただいている方が非常に多いという印象がありますので、このあたりも市民の方でせっかくそういった得意分野があるのに知らない方も多いので、さまざまなケースを使って告知をしていただいて、していただければというふうに思いますので、どうぞよろしくこれはお願いしたいというふうに思います。

さまざまシニア世代のということでお話をさせていただきましたが、今度は、さまざま健康遊具ということで、市立公園の健康遊具設置ということで今度、お伺いさせていただきたいと思いますが、健康ということであれば、身近に健康遊具があることで御自身の取り組みで健康寿命の延伸ということにつながっていくというふうな形で認識しておりますが、まず健康遊具を設置する際に、市立公園の各場所の利用率とさまざまそういった調査方法というのがもしあれば教えていただければというふうに思います。

○環境課長（関田孝志君） 利用率につきましては、現在のところ実施しておりません。

利用の状況につきましては、職員の公園巡回におけるときの利用状況、また雑草の繁茂の状況などのほか、近隣住民の方々や緑のボランティアの方々などからの情報により把握しているというところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

そうすると健康遊具の種類とそれから現状、それから公園の設置状況等、先ほど市長答弁でも少しありましたが、詳細を少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 市立公園の健康遊具は、背伸ばしベンチ、垂直飛びなど16種類のものが設置してございます。設置公園及び設置状況につきましては、清原西公園は背伸ばしベンチ、前屈、垂直飛び、開脚ストレッチの4種類、桜が丘1丁目公園は平行棒、垂直飛び、背伸ばしベンチの3基、清原南公園は背伸ばしベンチ、脇ストレッチ、サイクルステーション、足伸ばしの4基、向原中央公園は下半身ウォームアップ、昇降踏み台、腹筋・背筋強化、上半身ストレッチ強化、バランス、ツボ押し園路の6基、向原南公園は背伸ばしベンチ、腰回し、腕・肩回しの3基、以上5公園、16種、20基でございます。

課題につきましては、市長答弁でも申し上げましたが、修理が必要なものの多くが外国製品であるため、必

要な部材が船便で来るということで、修理して使用できるまでの期間が大分長くなってしまいうということでございます。

新たに設置するに当たりますは、公園内につきましては、やはり何もない自由なスペースというのにも必要でございます。そのことから、現在のところ新たな遊具というのの設置は予定はございません。新たに遊具を設置する場合につきましては、現遊具の老朽化などにより更新時のときというふうに考えてございます。また、遊具の設置選定につきましては、公園の利用者や利用のあり方、近隣住民皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど、市立公園のさまざまな利用率に関する調査は行っていませんということでしたが、地域の実情がやっぱりあると思うんですね。そこに住んでる方々の年齢層であったり、そういったあたりの整備は適切に行われているのかという点についてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 公園開園当時のブランコ、滑り台など、基本的な遊具だけではなく、先ほど議員も仰せられた健康遊具、また複合遊具などの設置についても要望が出てきております。公園自体の利用のあり方も大分変化してきてございます。今後におきまして、年齢別地域人口や公園の利用のあり方、地域によっての特徴を取り入れた遊具の設置、整備が必要であると、このように考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざまな地域で現在体操が各曜日行われておりますが、その後に公園遊具にこういった健康遊具があれば、その後引き続きということを取り組みたいという要望も幾つか伺っておりますので、それは当然、高齢化率が非常に高い地域でのお話ですので、今お話ありましたとおり、年齢別地域人口だとか、公園の利用率だとか、公園の利用の仕方、そのあたりの整備含めて、今後改めて調査・研究していただいて、適切な配置をしていただけますよう、こちらは要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

③の市内のシニアクラブ、老人クラブに健康寿命延伸で期待する介護予防に関するこちらは取り組みになると私は思っているんですが、こちらの取り組みの現状と課題、それから今後の取り組みについてを教えてくださいというふうに思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 老人クラブの活動につきましては、東京都の老人クラブ運営要綱におきまして、みずからの生きがいを高め、健康づくりを進める各種活動とボランティア活動を初めとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら多様な社会活動を総合的に実施するものと、このように定められております。

市内の各老人クラブにおきましても健康増進活動といたしまして、ゲートボールのほか、各種の健康体操や社会福祉協議会のふれあい歩こう会、あるいはハイキングなど、手軽な運動を行っております。また、体操普及推進員などに指導を依頼することにより、東大和元気ゆうゆう体操への取り組みも行っておりまして、幅広い健康維持活動が実践されております。

課題といたしましては、健康づくり活動などにおきましてやや前例踏襲的な傾向があるということでありまして、補助金を私どもは交付しておりますが、その実績報告におきましても健康づくり活動においてクラブによっては、例年同じような記載が見受けられるところであります。

今後につきましては、新規性のある健康づくり活動をいかに導入してもらおうかということでありまして、その

具体的な方法といたしまして、他団体との交流ですとか、連携が重要であると認識しております。他団体との交流によって健康づくりなどにおいて新しい取り組み、こういったものが実践されれば会員の参加率が高まるのが期待されます。結果として、会員の健康寿命の延伸にも資するものと考えております。

なお、こうした他団体との連携が難しければ、市老人クラブ連合会の事業を通しまして交流・連携の機会を得ることも可能と考えております。

以上であります。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今シニアクラブを通じた健康寿命の延伸ということでちょっとお伺いをしましたが、シニアクラブの今幾つか課題がありました、シニアクラブ運営自体のこの課題というものに関してはどのように捉えているかだけ、ちょっと最後、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 老人クラブ全体の課題ということでございますが、老人クラブというものは、長年の歴史を有する任意団体ということでもあります。現在の社会に対しまして、ただ十分な魅力を伝え切れていないということで、新規加入者も伸び悩んでいるという状況であります。市も市報におきましてクラブへの加入のPRを行うなど支援を行っているところでありますけれども、現状、大きく改善するには至っておりません。

課題といたしまして、老人クラブの魅力をいかに高めるかということでもあります。ことし老人クラブの通称を制定する動きもありまして、こういったものはイメージ戦略として一定の効果というものはあるというふうに思われますけれども、市としては、やはり活動の内容そのもの、これを充実されることが大事なことであり、このように考えております。

今後につきましては、先に答弁いたしましたとおり、他団体との共同を進めることが重要であるというふうには認識しております。他団体との協力、連携を通しまして魅力的な事業を展開することによって、今後の老人クラブの活動が活性化するものと考えております。市としましても他団体との共同による効用を各クラブの責任者に機会あるごとに説明いたしまして、開かれた老人クラブの運営が広く浸透するように支援してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

健康寿命延伸と老人クラブ、シニアクラブ、こちらの取り組みというのは、非常に密接に関係しているというふうには私も捉えております。

今のこの時代、シニアクラブの目的は、やっぱり私は、ずばり介護予防かなというふうには捉えています。さまざまな視点の介護予防という点はあると思いますが、今の時代は当然、介護予防を中心にやっていただきたいという点があると思いますが、会員がなかなか入らないという現状もあると思います。

それで、今15とか6とか、それぐらいでした。全部は聞いてませんが、幾つかのところに聞いたところ、活動の内容が例えばゲートボールが主に中心でやっているところもあれば、グラウンドゴルフですか、そういったもの中心でやって、ほとんどの活動が例えばそれに使われているということで、じゃ、やらない人たちはどうすればいいのかということが、ちょっとその辺もあると思うんですね。

それから、御相談に伺ったところ、なかなか敷居が非常に高く入りづらかったということがあるというふうなお話も実は1つ、2つじゃなくて多々聞いたことがあります。それで、そういった垣根を取っ払う意味で

も、活動の方向性というものは、多少各クラブごとに市から相談というか、指導というか、そういうのもそろそろ必要になってきているんじゃないかなというふうには捉えています。

それで、先ほどシニアクラブの今の目的はやはり介護予防だというふうにお伝えをしましたが、シニアクラブがきちんと介護予防の活動さえしっかりもしやっていたら、うちの市は介護予防リーダーをつくっていくという発想がもしかしたらなかったのかもしれないし、ただ東村山のほうもいきいきシニアとたしか老人クラブは二重構造でやっていますので、なかなかその辺うまくいかないのかなという部分はこちらも理解はしているのですが、補助金をもらって活動している老人クラブですので、やっぱりそのあたり健康寿命延伸に向けてさまざまな健康の生きがいだったり、そういったものを活動していただきたいということで、お金を渡して活動していただいている団体ですので、その辺はリーダーさんたちのようにボランティアでやっている方々とはちょっと違い、年間二十何万のお金をもらってやっていただいている団体で、全てお任せでやっていただいているのも一つですが、やっぱり介護予防の分野だけでもここはしっかり取り組んでいただきたいということで、指導していく必要があるんじゃないかなということで、今回この老人クラブの件を入れさせていただきました。

5期生の今養成講座をたしか取り組んでいただいている時期かなとは思いますが、受講生のことで少しお悩みがあるというふうなものもちょっと伺っていますので、そのあたりもそろそろ当然1期生、2期生はお年をとって活動ができなくなっている方々もふえ、それで5期生を募集し、そこがなかなか壁に当たっているということも伺っている中で、いよいよシニアクラブにやっぱり介護予防の部分で活躍していただかなくちゃいけない部分がそろそろ迫ってきているんじゃないかなということで、介護予防リーダーさんやりながらシニアクラブの会長やっている方もいらっしゃいますので、そのあたり意識高く、体操を中心にやっているクラブというのは非常ににぎやかにやっているんですが、先ほど言ったとおり、決してゲートボールが悪いとかそういうことを言っているわけじゃないんですが、活動が突出して凝り固まっちゃってところが少しありますので、幅広いシニア層を受け入れるための材料を少しシニアクラブに提示することも必要んじゃないかなということで、今回こういうことをさせていただきました。

助成金をもらって活動していただいているので、やっぱりその辺は少し意識を持ってやっていただきたいというふうに思いますので、そのあたり、この点、最後、御所見だけ伺えればもう終わりたいと思いますので、お願いいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 先日、多くの議員の皆様も御参加をいただきました長寿の集い、これは連合会のほうが実施をしているわけですが、この中で私がちょっと感じたところの中では、元気ゆうゆう体操を実施をされてほとんどの方が、観客の方ですけども、ほとんどの方が実施もするものもそうなんですけど、少し覚えてられるような状況もかいま見られております。そういったところで、元気ゆうゆう体操が市の多くの高齢者の方に浸透してきているなというふうに私自身も感じているところでございます。

今議員の方からお話がありまして、高齢者の方々は、人生の経験が大変豊富でありまして、またさまざまな知識・技能を有しております。そういったところで、老人クラブだけでなく、さまざまな活動をされているということも私どもも認識してございます。

そういったところで老人クラブの一つの活性化という意味で、議員の方から、今の御質問の方から御提案ということも承っております、その辺は我々も感じるところでございます。連合会の役員の方との相談も数度となく行っておりますので、そういった方のお話もさせていただいておりますので、市といたしましても地域包括ケアシステムを市全体として構築していくということの中で、一つの老人クラブが有効性があるという

ふうなことも考えておりますので、引き続き検討・研究、また御相談をさせていただければというふうを考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひシニアクラブを有効に活用していただいて、取り組んでいただきたいということを要望させていただきたいと思います。

①の健康寿命の延伸は終わりたいと思います。

次、2番の長期休業期間中の小中学生の食ということでお話をさせていただきたいと思います。

小中学生が1人で食事をするこの弊害ということで、先ほど教育長からもお話をいただきました。

この夏休み期間、さまざま家庭で1人で食事をするということで、子供も現在いるというふうにも私も認識しておりますし、今共働きが非常に多い中で、親御さんも大変忙しいという中で、子供が1人でコンビニエンスストアで買い物をして、買っている姿も多々私も近所でも見ている中で、子供の孤食がいいか悪いかといえ、望ましいことではないということで先ほどお話がありました。当然それは栄養のバランスだったり、食事のマナーということだというふうに思います。

孤独の孤と書いて孤食ですね。家族が不在の食卓で1人で食べるということふうにならわっております。当然孤食が続くと、好き嫌いを注意してくれる人がいないので好きなものばかり食べる傾向になり、栄養が滞ることなく、またコミュニケーションの家族との欠如から社会性や協調性のない人間に育ってしまうおそれがあるというふうに言われています。

ただ、朝は我が家もそうですが、家を出る時間が当然ばらばら、夜も家に帰る時間はばらばらという時代が進んでる中で、残業や子供の習い事、家庭環境の影響、家族そろって御飯を食べることが大変貴重な時間というふうになってるというふうに社会でも言われております。

また、この夏休みということのくくりで言えば、子供の栄養調査を行った団体があります。夏休み、孤食での子供たちの調査をさせていただいたところ、小学校5年生で野菜や魚、肉などの摂取が夏休み明け、非常に頻度が低いということの調査が出ました。

また、家族と一緒に食事をする機会が多い子供は、毎日野菜を食べていますが、1人で子供が食べている孤食の子供は、野菜の摂取頻度が非常に少なく、タンパク質やマグネシウム、カルシウム、鉄、亜鉛、ビタミン、ビタミンA、ビタミンCなどの栄養素の摂取が家族と一緒に食事をする子等に比べると非常に少ないという調査結果も出ております。

そういった中で、先ほど教育長の答弁からもありましたが、この長期休業期間中、要は夏休み、家庭で過ごす子供のさまざまな孤食についての実態の把握とまた弊害をどのように捉えているのかということで少しお伺いをできればというふうに思います。

私としては、夏休み明けに子供たちに一番人間で生きていく上で大事なことが食という部分ですので、少し調査できる機会がもしあれば、本当はしていただきたいと思うんですが、そのあたりの実態調査を含めてどのように捉えているかを少し御答弁いただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 長期休業中を家庭で過ごす子供のさまざまな孤食についての実態につきまして、教育委員会も学校も詳細につきましては、現在把握はしておりません。しかし、長期休業中に限らず、子供だけで昼食をとったり、夕食をとったりするケースがあることは認識しております。

弊害につきましては、御発言いただいたとおり、栄養面での心配がございます。それによって体調が崩れた

り、学習等に集中できなかつたりするなどの弊害が考えられます。

現在学校においては、そのような実態は把握しておりません。今後家庭とも連携しながら、食育の指導も充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和はあるのかわかりませんが、夏休み明けに例えば痩せてくる子供がいたり、やつれてくる子供がいたりということで、学校の先生方、夏休み明けの子供たちをよく観察されてると思うのですが、そのあたり各校の現状等、もし何かわかることがあれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 各校に確認をいたしました。夏休み明けに食事がとれていない環境などで痩せて登校してきたという現状はないというふうに認識しております。成長期で身長が伸びたことによって痩せて見えたり、部活動などスポーツによって体が引き締まったりということはあるようです。また、夏風邪や夏バテによる食欲不振から体重がふえにくいということはあるようです。

しかし、夏休み明けということではなく、日常から食に関して心配な児童・生徒につきましては、学校で把握しているところでございます。その件につきましては、家庭と協力したり、関係機関と連携したりして対応しているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

1点だけ、今御答弁の中にありました日常から食に心配な子供がいると、それは各学校把握してるということなんですが、個人情報のこともありますので詳細はあれなんですが、食に関して心配な子供というのは、例えばどういった内容でどういった子なのかということだけ、もし言える範囲で構いませんが、ちょっと教えていただけますでしょうか。当然それは夏休み、家庭でいる子供たちにとっても夏休みだからと改善しているわけではないと思いますので、そのあたりどのように把握されているのか、食に関して心配な児童・生徒ということであれば、少し御答弁いただけたらというふうに思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） こちらで学校のほうから確認したところによりますと、共働きの家庭であるとか、また片親の家庭、ひとり親の家庭であるとか、そういった状況の中でなかなか養育が十分にならないといった現状として聞いております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各校そういう食に関して心配な児童・生徒がいることは、私の近隣の学校でも子供たちの間でもそういううわさが出たり、そういう話が出たりということもあるので、そのケアだけはぜひきちんとしていただきたいというふうに思いますので、こちらは要望でとどめさせていただきたいというふうに思います。

食といえば、各学童クラブにおいてもお弁当を持参して子供たちが夏休み、大変過ごされたかなというふうに思いますが、お弁当の中身から捉えられる具体的な現状について市としてどのように把握されているか、教えていただけたらと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童クラブの子供たちのお弁当の中身については、各御家庭においてそれぞれのお子さんの好みと量に足りるものをつくっていただいております。学童保育所指導員によりますと、お子さんによっては、少し量が多いかなということはあるけれども、量が少ないと感じることはないとのことでもあります。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

中身についてということで、もう一点の側から見ると、お弁当の中身は、その子の今の状況であったり、家庭の状況がよく見える最たるものだというふうに言われてるところがあります。大変貧困で苦しんでいる子供たちも多いというふうな話がある中で、指導員の先生方もお弁当を見たときに、当然お父さんがつくったかお母さんがつくったかもわかりますし、またおかずの内容も昔とは違って、子供たちは喜んでるんですけど、中が全部、我々の時代はなかったんですけど、例えばそうめん持ってくる子だとか、今はホットウオーマーみたいなものがあるのもうスープ類なんていうのは当たり前で、お弁当をあけると全部たこ焼きだったとか、全部肉まんだったとか、そういう御家庭もある中で、これはちょっと注意しなきゃいけないという子供たちの情報というのは、指導員のほうから本庁のほうには一応報告として上がってきているかどうかだけ、非常にそれは子供たちからのSOSにつながることでありますので、そういった情報というのはいかなる形で上がってきているのかだけ最後ちょっと教えていただけたらと思います。

○青少年課長(新海隆弘君) 各学童保育所指導員からの報告は、毎日の日誌で気になるお子さんのことがあれば報告が上がっているのと、あと毎月、月1回学童保育所の指導員が一堂に会しまして会議を行っておりますので、その中で気になることがあれば、その都度報告を上げてもらってるところでございます。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。お弁当から感じる家庭のこの変化というのは、非常に如実に伝わる部分がありますので、そのあたりぜひ逃さないように捉えていただきたいというふうに思います。

また、皆が当然、先ほど言ったとおり、さまざまなお弁当の形態が今の時代はありますので、子供たちが同じ昼食を食べるという機会をつくる意味でも、過去にもなかなか厳しいという御答弁をいただいておりますが、給食センターを使うということのお話を幾つかさせていただいたことがありましたが、なかなか厳しいというのは前の答弁からも伺っておりますが、長期休業期間中においてこういった給食センターを使った活動というものをまず厳しいのかも含めてお答えいただきたいのと、実際取り組んでいる自治体があるのかどうかだけを少し教えていただきたいというふうに思います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 給食センターは、大量の調理を効率的に行うという前提で設計等されておりますので、システムでございますので、やはり少量の調理を行うことには、なかなか困難が伴っております。

また、安全・安心な給食を安定して提供するためには、施設の設備や調理の機器の分解清掃や点検など、そういう時間は確保しないといけないということから、多くの課題があるとは認識しております。

他市の動向につきましては、課長のほうから御説明申し上げます。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 他市状況についてでございますが、今回、他市の担当者との意見交換等をさせていただいたんですが、現時点では、多摩地区のあたりで実施をしているという自治体については把握しておりません。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

多摩地区以外で、東京以外でもし何か捉えている情報があれば、教えていただきたいと思います。

○給食課長(斎藤謙二郎君) 他自治体でございますが、神奈川のほう、海老名市、その他幾つか実施しているところというところで電話確認もしくはインターネット調査等もしてみたいんですが、夏休み期間中はこのセン

ターもやはり機器の点検等をしており、夏休み期間に給食を提供するということを実施しているというのはつかみ切れておりません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

埼玉県のほうの自治体で夏休み期間中の実施をしているというのを少しお伺いしているところがありましたので、ことしは大規模修繕等でできなかったというお話も伺っておりますが、ぜひそのあたり、先ほどお話ししましたとおり、子供の食ということですので、調査・研究を引き続きしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それから、③の地域の御協力をいただいての食の提供ということになりますが、これはいわゆる先ほど言ったとおり、学童クラブに通ってる子供たちも、それから家で孤食をしている子供たちのためにも、いわゆる炊き出しをしてくれる団体というのが幾つかさまざま地域の団体でもあります。

それで、先ほど子ども食堂のお話がありましたが、子供がなかなか集まりづらいということで、毎日ではありませんが、悩んでるところも実際あったりします。少しお話をさせていただいた団体があるのですが、例えば学童クラブに出向いて、学童に通っている子供たちだけじゃなくて、その学校の子供たちにもお昼に何かを提供するというに関しては、もし御協力ができる範囲であれば協力はしたいということでお伺いしております。そのあたり、そういった形で子供たちの食に関して、要は学童に通ってる子供たちの部分もそうですが、家で孤食をしてる子供たちにも外で食べる機会を与えるという意味、また一人で食事をしないで子供たちみんなで食事をできる機会を地域の団体がつくることもやぶさかでないと言ってる団体が幾つかありますが、このあたりもし御相談をされた場合は、協力できる範囲は協力できるということのお考えはあるのかどうかだけ、最後教えていただきたいというふうに思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 地域の方々がそういうようなお声があるということで、今議員からのお話しいただいたのは、大変ありがたいなというふうに感じております。

ただ、しかしながら現状の学童保育所の状況ということで、せんだっても市議会厚生文教委員会の委員の皆様にも視察で御覧になっていただきましたとおり、現状、定員を大幅に超えるような状況のお子様方を受け入れてる関係で、中が非常に狭い状況となっております。また、施設によっては、調理をする場所がそもそもないというようなこともございますので、配膳の場所がなかったり、調理の場所がなかったりということで、そういったところの設備の部分からも、今の御提案については、なかなか厳しいところがあるかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

また、御要望等、御相談申し上げたいことも多々ありますので、さまざま活動している団体もありますので、その際はぜひまた御相談に乗っていただいて、他市の状況も含めて、また炊き出しで取り組んでいるさまざまな事例もありますので、そういったものを踏まえて、また地域の団体から御相談あった場合はぜひ御協力をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後、道路のバリアフリー。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

道路のバリアフリーの向上についてということでお伺いをいたします。

まず、公園以外の場所におけるベンチ、坂道含む手すりの設置状況の台数の詳細、また東大和市における設置また寄贈などわかる範囲での詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内の公園を除きますベンチの設置台数についてでございますが、全部で33カ所あると認識しております。1つは市道第5号線、ハミングロードの中央通り近くの歩道に1カ所ございます。2点目が東大和市駅前のバス停に8カ所、駅前広場内の桜街道側に1カ所ございます。また、玉川上水駅のバス停に6カ所、駅前広場以外の路線バスのバス停に4カ所。最後は、ちょこバスのバス停は13カ所で、そのうち道路上が7カ所でございます。

ベンチの寄贈につきましては、調べた限りではございません。

坂道を含む手すりの設置箇所についてでございますが、道路におきましては、全部で4カ所と認識しております。1つ目は、湖畔1丁目の認定外道路の急坂の階段状の部分でございます。2つ目が湖畔1丁目、市道第903号線の階段道路となっている箇所でございます。3つ目が芋窪1丁目市道第775号線の階段部分となっております。4つ目が奈良橋1丁目、雲性寺の北側になりますが、市道第280号線にガードパイプが設置されてございまして、手すりとしても使用されているような状況でございます。

手すりの寄贈については、調べた限りではございません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ベンチ、手すりの設置基準の詳細と、それから課題等あれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、ベンチの設置基準についてでございますが、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準で定めてございます。1つが高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じベンチ等を設けることということと、2点目が歩道の有効幅員は原則としまして2メートル以上とすることと定められてございます。

また、ベンチを設置する箇所の要件としましては、一般歩行者等の通行と一般交通に支障とならない箇所、また道路管理上、必要と判断する箇所で次のいずれかに該当する箇所としまして、病院や福祉施設等の周辺におきまして、特に高齢者、障害者等の休憩またはたまり場機能を確保する必要がある箇所。2つ目が散歩等、単なる移動を目的としない歩行者等のために休憩施設の設置を必要とする箇所となっております。

その他の基準としましては、平成25年6月の国交省の通達にベンチの設置基準がございまして、ベンチの構造としまして、ベンチは原則として固定式とするなど、容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすることとなっております。

課題についてでございますが、道路の歩道におきましては、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準から、歩道の有効幅員2.0メートルとベンチに座った状態の幅1.0メートルの幅、歩車道境界の建築限界25センチとガードパイプの幅等から合わせて3.5メートル以上の歩道幅員がある歩道で設置が可能でございます。

ただ、市内には植樹帯がある歩道が多くございまして、仮に植樹帯を撤去して設置するとしても植樹帯の幅が1メートル未満の箇所がほとんどのため、設置した場合には、歩道通行者の支障となってしまう路線が大部

分ございます。歩道上であっても歩道内に広がっているオープンスペース部分がある場所であれば歩道の有効幅員2.0メートルが確保できるなど、設置は可能でございますが、市内の道路は、そのような箇所が少ない状況でございます。道路内ではなく、道路沿いの公共用地などでベンチ設置が可能な沿線の土地を利用していくことも必要であると考えてございます。

手すりの設置基準でございますが、道路への設置基準はございません。市長の答弁でもございましたように、東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例の中で、歩道橋などの立体横断施設につきまして、傾斜路や階段、通路に設置するものとして2段式の手すりを両側に設けること、また手すりの端部の付近には、歩行者の現在の位置、傾斜路、通路、階段を通じる場所等を示す点字を張りつけることとなっております。

課題につきましては、高齢社会となりまして、今までは坂道であっても普通に歩けていたことが、高齢になるに当たって坂道での歩行が困難になってきている高齢者の方が増加していると考えてございます。急坂などの道路におきましては、手すりなど、高齢者の方に配慮した施設が設置可能な構造の道路におきましては、今後設置について検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ベンチ、手すりについての市民からの要望というのは、直接本庁に上がってきている部分があればちょっと教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） ベンチ、手すりの要望でございますが、市のほうに要望がございましたのは、平成28年度に1件ございました。高齢になり途中で休憩できるようなベンチがあればよい、ちょこバスのバス停のベンチのようにできないかとの要望がございました。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

産業振興課が取り組んでいるウオーキングコースにおけるベンチと手すりの現状をちょっと教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） ウオーキングコースでございますが、3コースございまして、多摩湖と狭山緑地コース、村山貯水池と東大和公園コース、それから平和広場と野火止水用水コースの3つがございます。このコースの途中の公園や緑地などにベンチがあるということを確認してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それから、多摩湖の周遊道路、自転車道路におけるベンチの設置の課題と要望ということで、このあたりをどのように認識しているのかをちょっと教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩湖自転車道につきましては、東京都の管理になってございます。東村山市から東方面に行きますと、ところどころにベンチが設置されておりますが、多摩湖の周りにつきましては、幅員が狭いため、堰提箇所付近以外はベンチは設置されてございません。東京都に確認しましたところ、自転車道につきましては幅員が狭く、ベンチの設置は通行の支障になるため、設置はしない考えということ聞いてございます。

また、自転車道と市が管理する車道との間に緑地がある部分がございます。こちらについても東京都に確認しましたところ、ベンチは設置できるということなんですが、ベンチを設置すると場合によっては人のたまり場になって、近隣に住宅地がある場合には苦情が入ることが多いとのことで、近隣住民との調整が必要になる

とのことでございます。住宅街があるところにつきましては、ベンチの設置についてはかなり難しいという話でございました。

それから、ベンチの設置の要望についてでございますが、平成29年8月、この8月に多摩湖自転車道を管理します東京都北多摩北部建設事務所に市内の自治会の方からベンチが設置できないかとの話があったとのことでございます。多摩湖自転車道にベンチを設置することは自転車等の通行の支障になりますことから、設置は難しいと回答したとのことでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

超高齢化社会をこれから迎えるに当たって、健康のためにこういったさまざまな場所を歩かれて、それからバリアフリーに向けてもこのベンチというものは、要望として我々の中にも非常に高く上がっている部分であります。また、多摩湖自転車道におきましても入り口から芋窪の地域のほうまでずっとベンチが一つもありませんものですから、長年にわたって要望いただいております。

他の自治体では、記念ベンチということで、寄贈の希望者を募る企画をさまざまやっていて、さまざまな箇所にそういった記念のベンチ、置いてるところがあるというふうに伺っておりますが、このあたり、詳細と、東大和における実施の課題を、非常にいい企画だなというふうに思ってるんですが、このあたりをちょっと最後、教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他の自治体におけます記念ベンチの寄贈希望者を募る企画の詳細ということでございますが、まず東京都建設局が思い出ベンチというものを平成15年度から実施しております。これは、心に残る人生の節目や企業等の社会貢献活動などを記念して、公園を愛する個人、団体、企業等の方からベンチを寄附していただくもので、寄附されたベンチには寄附者の名前とメッセージを刻んだ記念プレートをつけるということで、公園に関するものでございます。

また、国立市におきましてもくにたちベンチ事業ということで、市制施行50周年記念事業として行っております。こちらにつきましても同様に、公園や遊園、それから広場、緑地に設置するものとして、先ほど申し上げました東京都建設局の内容と同じようなものでございます。

その他につきましては、西東京市のいこいなベンチ事業、それから町田市のまちっこベンチ、狛江市の思いやりベンチということで、こちらも公園に設置するものとして、公園や、あと狛江市につきましては多摩川の河川敷ということで、そのような企画がございます。

東大和市における実施の課題についてでございますが、他の自治体におきましては、公園へのベンチ設置として寄附事業を行ってございまして、設置箇所が限られている道路の事業としましては、設置可能な場所も含めて、今後研究をする必要があると考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この寄贈希望者を募る企画ということで、さまざま公園を愛する団体であったり、また個人から募る場合は結婚、出産、それからさまざまな記念にということで寄贈したいということで、その思い出の場所に設置をしていただけるならということで、さまざま各自自治体でとり行っているというふうに伺っております。

市の費用でさまざまな地域に置くというのものなかなか大変ですから、市と地域それから住民が一体となってこういったベンチ事業に取り組むことで、市との取り組みということで前向きに捉えていただきたいというふ

うに思っております。ぜひこの辺、御検討いただきたいというふうに思っておりますので、今さまざま課長のほうからもお話がありましたが、近隣の自治体でも、また東京都でも幾つか寄贈の希望者を募るベンチ事業というのをしておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

最後に、丘陵傾斜地における、例えば諏訪山橋に向かう坂の部分であったり、ここ何年で大変高齢者が非常にふえて、そういう急坂のところでは途中、休み休み歩かれてる高齢者も非常に目につくようになってまいりました。

このあたりに歩行等で邪魔にならない、さつきちょうど手すりの設置の基準は特にないということだったので、安全対策も含めて、こういう丘陵傾斜地の可能な場所に手すりを設置していただくことの今後の取り組みについて少しお話を最後、聞かせていただければと思います。

○都市建設部長（直井 亨君） 例としまして、諏訪山橋に向かう丘陵地のお話がありましたけども、諏訪山橋の周辺につきましては西側道路となっておりますけれども、設置されておられません。東側は階段でございます。

道路につきましては、幅員等の問題がありますので、いろいろ今後検討しなければいけないところがあるかと思っておりますけれども、階段部分につきましては、大きな支障がないと思いますので、今後設置については考える必要があるかなというふうに考えてるところでございます。

それと、今後のこうした地域におきますバリアフリーへの課題の詳細と今後予定されている取り組みについてでございますけれども、課題といたしましては、道路は都市の交通基盤施設として多くの機能を受け持っておりますけれども、中でも全ての人に安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能を提供することが道路に課せられた重要な課題であると認識しております。古くからある坂道においても高齢社会になって新たな課題として考えなければならなくなっていることや、歩道の有効幅員、車道や車のおり入れ部の段差など、市内にはまだまだ多く改良しなければならない箇所があると認識しております。

今後につきましては、限られた予算の中でユニバーサルデザインの考え方に立ち、計画的に歩道の整備や生活道路の舗装、補修などを確実に実施し、高齢者や障害者を含めた全ての方が安心して通行できる歩行空間を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） 都市建設部長、ありがとうございました。

市内には、先ほどお話がありましており、まだまだ多く改良しなければならない箇所があるというふうに私も認識をしております。先ほどのベンチの件、それから手すりの件含めて多くの要望がありますので、ぜひ地域のニーズを捉えて対応を継続してほしいと思います。

それから、寄贈事業の関係はぜひ調査・研究をしていただいて、実現できるようにこちらも要望させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、英語教育について、東大和市の下水道事業について、認知症のケアについての3点質問をさせていただきます。

まず、英語教育についてであります。

①市内中学校の英語教育について。

アとして、英語教育に対する市の認識は。

イとして、中学生の英語レベル向上に向けた取り組みは。

②市内小学校の英語教育について。

市としての取り組み方針は。

イとして、今後に向けた取り組みのスケジュールや課題、展望は。

2番目は、東大和市の下水道事業についてであります。

①東大和市下水道総合計画について。

アとして、管渠の長寿命化に係る取り組みの進捗状況は。

イ、健全な事業運営に向けた対策は。

ウ、今後のスケジュールと課題は。

②雨水対策について。

ア、市内各所での冠水に対する取り組み状況は。

イ、今後必要とされる対策は。

3番目は、認知症のケアについてであります。

①現在市で行っている認知症対策について。

ア、取り組みの状況は。

イ、取り組みの効果と今後の課題は。

②認知症サポーターについて。

ア、認知症対策におけるサポーターの位置づけは。

イ、認知症サポーターの活用状況と今後の展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、英語教育についてであります。市内中学校におきましては、学習指導要領にのっとり、各学年、外国語指導助手を活用しながら年間140時間の授業を行っております。今後さらに聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うために英語教育を充実させていく必要があると考えております。市内小学校におきましては、小学校3、4年生で年間10時間程度、5、6

年生では年間35時間以上外国語活動の授業を行っております。今後平成32年度からの次期学習指導要領全面実施に向け、児童に着実な力が身につくよう、教員の授業改善のための研修や授業時間数の確保等、段階的に準備を進めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、下水道管渠の長寿命化に係る取り組みについてであります。平成23年3月策定の東大和市下水道総合計画におきましては、平成27年度までの短期計画におきまして長寿命化計画の策定に向けた準備を行い、平成32年度までの中期計画におきまして長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画を策定し、平成52年度までの長期計画におきまして更新事業の平準化を図り、計画的な施設の更新事業を実施する計画としております。現在は中期計画期間であります。平成25年度から目視による下水道管渠等の調査を実施しております。

次に、下水道事業の健全な事業運営に向けた対策についてであります。下水道事業を健全に運営するため、平成28年7月1日から下水道使用料を改定し、安定的な事業運営に努めているところであります。今後につきましても下水道総合計画を着実に推進するとともに、適正な歳入の確保及び効率的な維持管理などによる歳出の縮減に努める必要があると認識しております。

次に、今後のスケジュールと課題についてであります。下水道事業の経営状況を明らかにし、健全な事業運営を行うため、平成32年4月1日からの地方公営企業法の適用に向けた準備を平成29年度から実施しております。また、下水道使用料につきましては、3年ごとに定期的な見直しのための検討を行ってまいりたいと考えております。今後につきましては、下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、歳入の確保と歳出の縮減を行い、計画的かつ効率的な事業運営に努めなければならないと考えております。

次に、市内各所での冠水に対する取り組みについてであります。浸水被害軽減のための雨水浸透施設の設置や雨水排水がスムーズに流れるよう、排水施設の清掃を行っております。また、大雨時には、頻繁に道路冠水する市内4カ所に事前に職員が待機し、いち早く通行どめの措置ができる体制を整え、通行車両の波による沿線住宅等への被害の軽減や車両水没の回避に努めております。

次に、今後の対策についてであります。近年の集中豪雨は短時間による激しい豪雨が多く、雨水排水施設の清掃や浸水被害の軽減対策として実施しております雨水浸透施設設置での対応では難しくなっている状況にあります。このようなことから、浸水被害の軽減効果を発揮できる抜本的な対策としまして、雨水貯留施設等の設置についても検討する必要があると考えております。

次に、市の認知症対策の取り組み状況についてであります。厚生労働省によりますと、我が国における認知症の方の数は、高齢化のさらなる進展に伴い平成37年には約700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は、平成24年の約7人に1人から5人に1人に上昇する見込みであるとしております。このような状況の中で、医療・介護・介護予防等を包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携をさらに推進するため、平成29年4月には在宅医療・介護連携支援センターを設置するなど、さまざまな施策を実施してまいりました。

認知症対策としましては、これまで施設などの充実や認知症サポーターの養成講座を開催するとともに、地域包括ケア推進会議に専門部会として認知症対策推進部会を設置し、認知症対策の普及啓発に努めているところであります。

次に、取り組みの効果と今後の課題についてであります。認知症は、誰もがなり得る可能性がある身近な

病気で、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、社会全体で認知症に対する理解を深めることが重要であると認識しております。

効果としましては、認知症対策推進部会の協力のもとに作成した認知症ガイドブックの活用により認知症への理解促進が図られるようになったことや、施設面では、平成28年12月に都有地を活用した地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの開設により、認知症の方が家庭的な環境の中で安定した生活を過ごすことができるようサービスの充実が図られたものと考えております。

今後の課題としましては、高齢化の進展に伴い認知症の方がさらにふえていくことが見込める中では、認知症の方の介護を行っている方へ支援する取り組みを推進していく必要があると考えております。

次に、認知症サポーターの位置づけについてであります。厚生労働省では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目指し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、これまでのオレンジプランを改め、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて～として新オレンジプランを策定しました。

本プランでは7つの柱を考えており、その1つに認知症への理解を深めるための普及啓発の推進があります。この中で認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持って、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者として位置づけられております。

次に、認知症サポーターの活動状況と今後の展望についてであります。新オレンジプランでは、これまでの認知症サポーターの養成人数目標としておりました800万人が平成28年度末に達成されましたことから、近年の養成動向を踏まえ、新たな目標として、平成32年度末には1,200万人の養成を目指すとしたものであります。市におきましても多くの市民の皆様の御理解、御協力をいただきまして、既に第6期の介護保険事業計画での平成29年度末の目標人数であります3,000人を達成し、延べ人数が平成28年度末時点では3,900人にも達したところであります。

国におきましては、この認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、できる範囲での手助けを行う活動の任意性を維持しながら、養成されたサポーターが高齢者に優しい地域づくりの場面で活躍していただけるようにすることに重点を置くとしておりますことから、これらを踏まえた施策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、英語教育についてであります。市内中学校におきましては、学習指導要領にのっとりまして、各学年週4時間の英語の授業を行っております。

指導内容につきましては、英語を聞いたり、話したり、読んだり、書いたりする基礎的な言語活動をバランスよく計画的、系統的に指導するとともに、外国語指導助手が各クラスに年間8時間入り、ネイティブな発音を通して生徒のコミュニケーション力を高めております。2020年、東京でオリンピック・パラリンピックが開かれますが、外国のお客様に対しても積極的なおもてなしができるよう、英語教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

英語レベルの向上に向けましては、既に各学校では、教師の指導力の向上に向け授業改善に取り組んでおります。具体的には、コミュニケーション能力を高めるために英語の活用場面を積極的に取り入れながら、主体的な学びができるようグループ活動等を取り入れて工夫した授業が行われております。また、少人数での授業

を展開したり、英語検定試験を積極的に受験させたりする学校もございます。今後も主体的に英語を活用し、コミュニケーションを図ろうとする生徒を育ててまいります。

次に、市内小学校の英語教育についてであります。平成32年度から全面実施される次期学習指導要領では、小学校3、4年生で年間35時間の外国語活動、5、6年生では年間70時間の英語の授業を行うことになっております。教育委員会としましては、その準備段階としまして、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力が児童に身につくよう指導を進めてまいります。また、平成30年度からは、小学校3、4年生は年間15時間程度の外国語活動を、5、6年生は年間50時間の外国語活動を実施する予定としております。

今後の課題といたしましては、授業時数の確保と教員の英語力や授業力の向上が挙げられます。授業時数の確保につきましては、時間割の工夫や土曜日の活用など、今後検討を重ねてまいります。教員の英語力や授業力の向上につきましては、悉皆の研修を実施したり、英語推進リーダーを中心とした授業研究を実施したりしてまいります。教員の力を高めることで児童が楽しく言語活動を行うことができ、英語という言語に興味を持ち、段階的に技能を身につけることができると考えております。今後小学生においても主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育ててまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

大項目の順番で行ってまいります。その中の中項目、小項目につきましては、前後することもございますので御承知おきいただきたいと思います。

まず、英語教育についてであります。

英語教育全般につきまして、先ほどの御答弁の中でも触れられたと思いますが、英語教育の目的とするところは何か。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 英語教育の目標につきましては、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質、能力の育成でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 英語に関しては、以前からメディアの中で頻繁に使われている現状がございます。また、町なかを歩けば道行く人々が知っているか、いないかは別にして、また使い方が正しいかどうかも別に、さまざまな場面で英語あるいは英単語を利用している現状があります。

そういった状況を踏まえた上で、教育委員会では英語教育の必要性をどのように認識しているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 英語教育の必要性についてですが、グローバル化が急速に進展する中で、英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたるさまざまな場面が必要とされていると認識しております。そのような中で、英語教育が担う役割は大きいと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 中学校の英語教育に関しましては、週4時間の授業ということですが、この時間数は学習指導要領で定められた時間なののでしょうか、それとも最低時間が設定され、あとは各自治体、各学校の自由裁量で決めることができるとなっているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 各教科等の授業時数につきまして教育課程の基準は、学校教育法施行規則に規定されております。この基準に従い学校は教育課程を編成しており、設置者である市教育委員会が施行、管理をしております。基準は最低基準であり、学校の裁量で時数をふやすこともできます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 最低4時間ということだと理解いたしました。

私立の中学校の中には、当然ほかの教科の授業時間数を削らなければならないことになると思うのですが、英語の授業を週7時間行っている学校も実際にご覧いただけます。週4時間という授業時間数について教育委員会はどのように評価をしているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教育課程の基準に従い、各教科の標準授業時数を確保しなければならないため、ほかの教科の授業時数を削ることはできません。また、本市では、授業時数を確保するために、これまで夏期休業日を5日間削っております。そのため、週4時間の授業時数であることは妥当であると評価しております。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 外国語指導助手について各クラスに入り、ネイティブな発音を通して生徒のコミュニケーション能力を高めているとのことだと思いますが、各学校に配置されている先生がネイティブの発音ができれば、何もあえて外国語指導助手、いわゆるALTを導入することはないと思われるのですが、この外国語指導助手が必要とされる理由はどこにあるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 外国語指導助手の必要につきまして、生徒が実際に英語を活用する際に、専門とする外国語指導助手がいることで教員では得られない指導の効果は大変大きいものがあると認識しております。ネイティブな発音だけではなく、外国語の方特有の表現の豊かさやその国の文化などにも触れることができ、国際理解にもつながる面がございます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 中学校の英語の授業、各クラス8時間という割り当ての中で、外国語指導助手に求められているもの、また生徒に求められる成果というものはどういったものがあるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 外国語指導助手に求められるものにつきましては、外国語指導助手の役割を理解することであり、特に教員と事前に授業の狙いと指導内容、指導方法等を共有する必要があります。その役割につきましては、ただ技能や知識を教えるということではなく、話すこと、聞くことを中心に、生徒としっかりコミュニケーションをとり、英語を話すことの抵抗をなくし、楽しく学ぶ環境をつくることにであると認識しております。

また、生徒に求められる成果につきましては、外国語指導助手の役割の裏返しになりますが、学年の発達段階に応じてコミュニケーション能力を身につけることとなります。外国語指導助手を活用する際には、話すこと、聞くことを育成することが特に重要であると認識しております。自分から積極的に英語を活用してコミュニケーションを図ろうとする生徒を育成してまいります。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、外国のお客様に対して積極的なおもてなしができるような力を生徒に身につけさせたいとの御答弁があったと思います。そういった夢を持ち続けることは非常に大切に

あり、それに向けた努力を継続していくことは意味のあることだと思いますが、それだけの英語力を身につけるためには、学校の授業だけでは不十分ではないかと思われる次第であります。

現在英語力の向上に向けてどのような取り組みが各中学校で行われているのでしょうか。また、生徒や保護者の方々の反応はどのようなものなのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** おもてなしを行うための英語力を身につけるために、各中学校では、授業において4技能、話すこと、聞くこと、読むこと、書くことを高めるアクティビティを工夫して取り入れたり、外国語指導助手を効果的に活用したりしてコミュニケーションを活発に行っております。学校によっては、学年でスピーチ大会を実施している学校もございます。また、ほとんどの学校で校内において英語検定を実施し、英語の力を高めております。

生徒や保護者の方からの反応についてでございますが、直接の声は聞いてございませんが、英語に興味を持っている生徒や保護者は大勢いらっしゃると思います。英語検定が校内で行われていない学校では、保護者から実施してほしいという声があったり、市教委で行っているアメリカンサマーキャンプに参加した生徒や保護者からも英語力が身についた、英語に興味を持ったなどの声をいただいております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 英語レベルの向上についてお伺いいたしますが、レベルの向上といいましてもかなり大ざっぱな表現になっております。英語というのは、当然のことながら言語でありますので、コミュニケーションにおける重要なツールとなるのですが、コミュニケーション力向上のために各学校においてどのような工夫がなされているのか、今の御答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、具体的な内容についてもう少し教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** コミュニケーション能力の向上のためには、1単位時間の授業において、これまで読むこと、書くことを重視してきた授業のあり方から話すこと、聞くことを踏まえて発話量をふやすなどして4技能をバランスよく育成するように活動を工夫しております。また、一部の学校では、加配教員を配置し、少人数学習を実施しております。さらには、先ほどもお伝えいたしましたが、民間の英語検定試験の受験を積極的に進めている学校もございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 英語は言語であり、コミュニケーションを図るためのツールの一つではありますが、現時点では、高校受験のための重要な教科の一つでもあります。受験のための英語ということを考えたときに、東大和市の中学生のレベルはどのような位置にあるのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 受験だけに特化したことではありませんが、本市の中学生の英語教育の学力の状況につきましては、東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査において東京都の平均正答率に徐々に迫りつつあるところでございます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 御答弁の中で、たしか少人数での授業の展開、英語検定試験の受験ということが述べられていたと思いますが、さまざまな取り組みの成果についてどのように評価をされておりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 少人数での授業展開では、単純に生徒の人数を25人以下にして授業を行うスタイルで実施しております。少人数にすることでグループワークが実施しやすくなったり、発言回数が多くなったりしております。また、補充的な学習や発展的な学習など、学習活動を取り入れた個に応じた指導の充

実も図りやすくなっております。

英語検定試験につきましては希望制ですが、生徒の英語に対する興味・関心を高めており、英語力向上につながっているものと認識しております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 今後さらにレベルアップを図っていこうとするときに、どのような取り組みが必要になるとお考えでしょうか。その取り組みを検討するに当たって、英語レベルの高い、例えば全国トップレベルの自治体や有名受験校の英語の授業内容、また生徒への意識づけに関して現在の東大和市と決定的に異なる点、あるいはぜひ参考にすべき点というものはあるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 英語教育に力を入れており、成果を上げている近隣の自治体では、福生市がごさいます。平成28年度から5年間の英語教育に係る総合計画を策定しております。特に注目すべき点は、中学校への外国語指導助手、ALT常駐や小学校へのALT巡回指導の充実を図っております。このALTは、授業だけでなく、給食や特別活動など、教育活動全般にわたって活用されており、ふだんから英語に接する機会をふやしております。また、教員の研修等にも活用されております。さらに、日本英語検定協会との連携を通して、小学校6年生及び中学校3年生全児童・生徒に英検を公費で受検させております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ参考にすべきは参考にし、当市でも実施できるものは御検討いただきたいというふうに思います。

英語に限らず、勉強についていえば、1人でするよりも複数で、ある意味実力や試験における点数を競いながら勉強を進めるほうが効率的ではないかというふうに考える次第でございます。習熟度別のクラスというものもその一つと考えますが、クラス単位ではなく数名単位のグループを構成しグループの中で競わせる。そのことによってライバル意識を持ってモチベーションを高めながら勉強に臨むことができ、また一方でそのグループ同士で競わせ、そのことで仲間意識、共同意識を育むことにつながるという手法もあるかと思われま。

このやり方をそのまま採用するというのはいろいろと課題があると思いますが、類似した手法を考え、さまざまな課題が解消され、かつ最も効率のよい手法を検討していただくことはできないでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 少人数指導や習熟度別指導を拡充させることで、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた個に応じた指導を充実させることが挙げられます。

競わせることにつきましては、一つの手法であると考えております。授業の中では、英作文を幾つ作成できたか、ビンゴゲームを活用して単語を多く覚えるなど、グループで競わせる内容も工夫しながら行っているところでございます。今後も指導方法等につきましては、教育委員会でも情報を発信しながら、教員の授業改善に努めてまいります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

やはり競うということは、非常に大切なことだと思います。ただ、一方で競争だけではなく、楽しみながら競うというやり方もぜひ御検討いただければと、こういうふうに思います。

現在の中学校の英語教育の中で不足していると思われることは何でしょうか。英語を言語として考えた場合、また受験科目の一つとして考えた場合それぞれどうあるべきか、あるいはどうあったらいいのかと、そういった観点からお答えいただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現在教育委員会では、英語を言語として、受験科目としてと分けて捉えておりませんが、大学入試におきましても今の中学3年生が大学受験する際に、今までの知識重視の試験から4観点のバランスのとれた試験となり、民間の英語試験が導入される予定でございます。これは、日常使用する言語としての英語、活用できる英語をしっかりと生徒に身につけることが必要であると、求められているということであると認識しております。

このことに対応するためにも、中学校の英語教育を変えていく必要がございます。授業において生徒にコミュニケーションの手段として活用できる英語を身につけさせ、中学生であっても簡単な日常会話程度ができるよう、話すこと、聞くことの観点をさらに充実させることが必要であると考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 今御答弁いただきました状況、あるいはその環境を実現していくために何をしなければならぬとお考えでしょうか。また、そのための取り組みとしてどのようなことを、どのようなステップを踏みながら実現させたいとお考えでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教育委員会では、次の主に3つのことを充実させていきたいと考えております。

1つは、生徒一人一人の発話量を確保するなど、実際に英語を使用する活動の充実をさらに行うことです。

2つは、補足的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた個に応じた指導のさらなる充実でございます。

3つ目には、修得した技能・知識を実際のコミュニケーションの中で活用できる指導の充実が必要だと考えております。

そのためには、主に次の4つの取り組みが考えられます。

東京都の加配を申請し、中学校における英語教育を少人数で実施する学校をできるだけふやしていくということ。

2点目、ICTの環境を整備してeラーニングやオンライン英会話等、授業においてネイティブとの英会話の機会をつくるなど、発話量をふやす機会をつくることとでございます。

3つ目に、ALTの活用をさらに充実させていくこととでございます。

4つ目に、小中学校9年間の英語教育の一貫性を持たせるために、キャン・ドゥー・リストの作成等に取り組むことなどが考えられます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ぜひそういったお取り組み、前に進めていただきたいと思っております。

次に、小学校の英語教育について伺いたしますが、小学校で英語を学ぶことの重要性あるいは必要性に対する教育委員会の認識はいかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 新学習指導要領では、国際的な基準に従い、小中高等学校で一貫した英語目標を設定されました。このことに伴いまして、小学校から英語を学ぶことが重要であるということは認識しております。小学校から学ぶことにより、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度が身につくと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 外国語活動と英語の授業、内容的に大きく変わるものではないと思うのですが、教育

委員会としてその違いはどのように捉えていますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 小学校中学年から外国語活動を導入し、聞くこと、話すことを中心とした活動を行い、コミュニケーションを図る楽しさを体験し、その大切さを知ります。小学年中学年では、また外国語の音声やリズムになれ親しんだり、異なる文化を持つ人々との交流等を体験したりします。そして、高学年から発達段階に応じて聞くこと、話すことに文字を読むこと、書くことを加えて総合的に扱う教科学習を行い、中学校への接続を図ってまいります。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 学習指導要領では、平成32年から小学校3、4年生は年間35時間の外国語活動、5、6年生は年間70時間の英語の授業が行われるとのことでした。その準備段階として、平成30年度から小学校3、4年生は年間15時間程度、5、6年生は年間50時間程度の外国語活動を実施する予定との御答弁だと思えますが、この外国語活動の具体的な内容というのはどのようなものでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** ただいまも申し上げましたが、児童には、外国語になれ親しみ、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図るという内容となっております。また、日本語との違いを知って言葉のおもしろさや豊かさに気づくこと、さらには日本と外国との生活習慣、行事等の違いを知って多様なものの見方や考え方があることに気づく、そういった内容であるということでございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 平成32年度の全面実施までに小学校の英語の授業用の教科書というのは策定されるのでしょうか。もしないのであれば、中学年、高学年それぞれどのような教材を使って授業を進めようとお考えなのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教科書につきましては、国の検定教科書を平成31年度に採択をし、全面実施される平成32年度に教科書を使用して授業が行われます。それまでの移行期間につきましては、国や都が作成し、配付する教材を使用して授業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 小学校の外国語活動に関しまして、また英語教育に関して、保護者の方々の反応というのはどのようなものでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 保護者の反応につきましては、特に把握してございませんが、英語教育に期待をしている保護者も多いかと推測しております。今後国が学習指導要領等の趣旨をわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、保護者、学校等へ配付する予定でございます。こうした動向の中で保護者の反応について把握し、英語教育についての情報も発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 小学校で始まる英語の授業というものは、各学校の担任の先生が担当することになると思いますが、小学校の先生は、必ずしも英語にいそんできたわけではないというふうに推測をいたしております。

各先生の英語のレベルを向上させるための取り組みとしてどのようなことをしようとお考えでしょうか。また、どのようなスケジュール、できる限り均一のものにするための方策として現在考えていることは何でしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今年度は、配置しております英語推進リーダーによる市の課題解決に向け

た模範授業及びカリキュラム編成等の取り組みを実施しております。また、夏季学習指導方法研修会の実施、学力向上プロジェクト委員会における指導内容、指導方法等の提言等を行っております。

次年度につきましては、外国語活動及び外国語の指導方法等に関する研修を悉皆研修としてより充実をさせていくとともに、時数確保またはカリキュラム編成等、市の課題を解決するためにワーキンググループ等を設置し、検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今まで未知の分野に足を踏み入れていくということは、非常にストレスがかかるものであります。英語を専門に教えているわけではない小学校の先生に対する精神的な負担を軽減するために、教育委員会としてはどのようなことができるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 自信を持って授業をすること、そのための教材研究に大きな負担がかからないようにすることが重要であると考えております。そのためにも移行期間において段階的な授業時数としております。移行期間の授業内容につきましては、今までの外国語活動の指導用教材が活用できます。また、5、6年における読むこと、書くことにつきましては、できるだけ英語教育推進リーダーの模範授業を見て学ぶ機会を設けたいと考えております。そして、移行期間中において全面実施の授業内容に対応できるよう、今後準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成32年度から小学校3、4年生は35時間の外国語活動、小学校5、6年生は70時間の英語の授業が始まります。そして、来年度からは、外国語活動として3、4年生は15時間、5、6年生は50時間、授業時間が純粋にふえることになり、その時間を捻出しなければならないのでありますが、時間割編成の中でどのようにして授業時間をつくり出そうとしているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 次年度につきましては、代休日のない土曜日授業の実施、週授業時数の増加など、各学校の工夫により授業確保を行ってまいります。2年後の平成31年度には、1年先行して35時間増の時間、増加分の時間を完全に実施する予定でございます。その2年後の授業確保につきましては、東大和市共通の方法で行えるように次年度、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 授業時間数がふえれば当然、先生の負担も増加します。先ほどは、英語に余り精通していない先生に対するメンタル的なサポートについて伺いましたが、授業時間がふえることによる負担は、当然ほかの教科にもしわ寄せが行く可能性があります。そういったリスクを回避するために、特に先生の労働時間や教材面に関するところで教育委員会としてできるサポートというものはないのでしょうか。また、実際に音楽や美術等で行っているような英語専門の教諭を一、二名各学校に配置するというお考えはありませんでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 教員の負担軽減につきましては、労働時間等、英語教育にかかわらず、定時退庁日の設定や業務改善を通して働き方改革を進めているところでございます。

教材面等に関しましては、学校間での情報交換等を通して、効率よく準備ができるよう支援してまいりたいと考えております。

英語専門の教員につきましては、国や都の動向を注視し、新たに補助金等が新設される場合につきましては、活用できるようにするなどして専科教員の配置等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 英語は、国際化が進む現代社会の中では非常に重要な教科であり、個人的には、英語教育を開始する年齢は低ければ低いほどよいと思っております。

ただ、現在の小中学校のカリキュラムを考えたときに、各教科の年間授業時間数やさまざまな行事への対応といった縛りから新たな時間を捻出することについては、余裕の持てない状況が恒常化している現状があるという認識をしております。英語は、国際社会の中で対応していくために極めて重要な教科であり、その時間数を確保するために、全ての可能性を取り入れながら実施していただきたいと思っております。

その一方で、教える側の能力の向上やストレスへの対策、労働時間に対する配慮につきましては、各学校の運営に任せ切りにするのではなく、教育委員会として指針をつくり、全校ベースで無理のない教育体制が確立されるように御対応をお願いして、1つ目の質問を終わりにしたいと思います。

2つ目の東大和市の下水道事業についてであります。

東大和市下水道総合計画においては、平成27年度までの短期計画において長寿命化計画の策定に向けた準備を行い、平成32年度までの中期計画において長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画を策定するとなっているとの御答弁でした。この流れでいきますと現在は平準化計画を策定中となります。

管渠の更新事業は、市内全ての管渠を一遍に更新することは不可能でありますので、優先順位をつけて順次改修していく必要があると思っておりますが、平準化計画の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、この平準化計画の策定に平成28年度から5年をかけるという必要性はどのようなところにあるのでしょうか、具体的かつ詳細な御説明をお願いいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 長寿命化計画でございますけれども、平成25年度から30年度の6年間で市内の全域の下水道管渠等につきまして現在目視調査を実施しているところでございます。改築更新を行うための長寿命化計画を策定する際には、その目視調査の結果につきまして活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

長寿命化計画の作成につきましては、まず市内全域の改築更新に関する基本計画、こちらのほうを策定する必要があるというふうに考えております。次に、その基本計画に基づきまして、対象となる地域のテレビカメラ調査等を行います。その次に、その調査等を行った地域の改築更新のための詳細計画、こちらのほうを策定いたします。その詳細計画を策定いたしました地区、こちらのほうの改築更新に基づく設計及び工事のほうを行っていくものと考えております。そして、今の調査、詳細計画の策定、更新、改築事業、こちらのほうを順次市内において行っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 以前から管渠の老朽化が心配される地域として、西武団地、第二光ヶ丘住宅、上北台住宅、茶の木台住宅の4カ所を挙げさせていただいておりますが、これらの地域の管渠の更新は平準化計画の中でどのように位置づけられて、どのようなタイミングで更新に着手される予定なののでしょうか。以前に質問をさせていただいたときに、西武団地につきましては更新が終了しているという御答弁をいただいておりますが、あわせてその4カ所の状況について教えていただければと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 改築更新事業でございますけれども、今後策定いたします長寿命化計画によりまして計画的に事業を進めていく必要があるというふうに考えてございます。そのため、今後長寿命化計画を策定することから、それぞれの地域の予定につきましては、現時点では未定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成25年度から目視による調査を行っているとの御答弁がありました。管渠の老朽化というものは絶えず進んでいくものであります。本管のような大きな管渠であれば、マンホールの中の一部については調査することができると思いますが、狭い管渠の調査や、あるいはクラック、ひび割れの確認というのは、目視だけでは限界があると思われまます。管渠のクラックやひび割れの現状をどのように認識しているのか伺いたいと思います。また、そういった狭い管渠の調査に役立つのが自走式カメラだと思うのですが、そのカメラによる調査というのは行っていなかったのでしょうか。もし行っていなかったのであれば、それはどのような理由によるものでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 管渠のテレビカメラの調査等に関しましてですけれども、平成25年度から実施しております下水道管渠等の調査につきましては、目視により調査を実施しているところでございます。この調査では、現状、確認いたしまして、必要な場合にはテレビカメラ調査を実施しているところもでございます。ただ、目視による調査によりまして一定の調査ができることや、市内全域をカメラで調査を行うことにつきましては多大な費用がかかることなどから、原則としてテレビカメラによる調査は行ってない状況でございます。今後長寿命化計画におけます調査を実施する際につきましては、テレビカメラを使用しまして詳細な管渠等の調査を実施する必要があるというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。必要に応じて必要な調査を適宜実施していただくことを要望したいと思います。

昨年の7月1日から下水道料金が平均30%値上げされました。下水道事業の健全な運営を目的としたものであり、いつまでも一般財源からの繰入金に頼らない運営を目指し、経費回収率100%を目標として、その達成年度を平成36年度に置いていたと思いますが、料金改定後1年が経過した現在その予測がどのようになっているのか、現在の予測値、その根拠、理由について御説明をいただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 経費回収率についてでございますけれども、平成28年7月1日からの下水道使用料の改定におきましては、下水道使用料を適正な水準とするため、一定の予測が可能である10年後までの収支計画を用いて収支予測を行い、経費回収率100%を目標水準とすることを目指して改定のほうを行っております。収支計画につきましては、毎年見直しを行っているところでございますが、平成29年度の収支計画の見直しにつきましては、9月、これから行う予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。その収支計画ができましたら、都度御報告をいただけるようお願いしたいと思います。

御答弁の中では、適正な歳入の確保と効率的な維持管理による歳出の縮減と述べられていたと思います。適正な歳出、歳入を確保するための取り組みとして現在行っていること、また今後取り組んでいこうと考えているものは何でしょうか。また、歳出を縮減するためにどのような取り組みを行っており、今後どのように強化していこうと考えているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 歳入の確保と歳出の縮減についてでございますけれども、まず歳入につきましては、下水道使用料の使用開始の確認を迅速に行うことや、工事などを実施する際に国や東京都の補助金や負担金が受けられるように確認等を行っているところでございます。また、今後につきましては、未接続世帯の接

続に向けた対応によりまして下水道使用料の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、歳出でございますけれども、これまで水質検査ですとか、下水道使用料の徴収事務の委託などによりまして経費の縮減や効率化に努めてまいりました。今後につきましては、改築更新や維持管理による事業の平準化や事業費の縮減に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 雨水対策のほうに移ります。

冠水に対する取り組みにつきましては、雨水浸透施設の設置や排水施設の清掃が御答弁の中で取り上げられておりましたが、この中で雨水浸透施設につきましては、どの地域にどの程度の規模のものを設置する計画となっているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成28年度につきましては、桜が丘2丁目の市民体育館の西側にボックスカルバートタイプのものを設置してございます。この浸透能力は、時間18.3立方メートル、貯留量32.1立方メートルのものでございます。

平成29年度につきましては、今年度、この6月に頻繁に冠水する市道第9号線いちょう通りの南街3丁目付近になりますが、こちらに既設集水ますの浸透化工事を実施いたしまして、17カ所の集水ますを浸透化してございます。17カ所合わせてその浸透能力は、時間当たり21.9立方メートルでございます。

この平成28、29年度実施の雨水浸透施設の浸透規模についてでございますが、浸水量の深さを仮に50センチと想定した場合でございますが、その場合、想定しますと、それぞれ1時間におよそ面積が40平方メートル程度の処理ができる施設となっております。

今後につきましても浸水地域や浸水地域に布設されております雨水排水管、下流部の幹線となっている箇所に雨水浸透井タイプのものやボックスカルバートタイプのもの、また既設集水ますの浸透化などの整備を行いまして浸水被害の軽減に努めていきたいと考えてございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、午前中に引き続きまして、再質問をさせていただきます。

排水施設の清掃についてであります。その実施状況はどのようになっておりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 排水施設の清掃の実施状況についてでございますが、平成28年度につきましては、仲原排水管清掃委託、市内一円集水ます清掃委託、雨水浸透井清掃委託、排水管及び集水ます清掃委託による排水施設の清掃を実施してございます。

まず、仲原排水管の清掃委託でございますが、こちらにつきましては、主に市道第1号線、用水北通りや市道第13号線ゆりのき通りの雨水排水を処理する排水管で、下流部で2,600ミリの大口径管となっているもので、排水管内にたまった土砂を毎年清掃を行ってございます。平成29年度につきましても引き続き実施する予定でございます。

次に、市内一円集水ます清掃委託についてでございますが、こちらにつきましては市内全域を5地域に分け

まして、毎年1地域ずつ順番に実施しております。平成28年度は、清水・狭山地域を実施してございます。平成29年度につきましては、南街・桜が丘地区の清掃を予定しております。

次に、雨水浸透井清掃委託でありますが、こちらにつきましては浸水対策として設置しました雨水浸透井や開発事業で設置されました雨水浸透井につきまして、目詰まりしました浸透部分や土砂の堆積を清掃しております。平成28年度は、およそ180基設置されてるうちの10基を清掃いたしました。奈良橋、狭山、芋窪地域のもを清掃してございます。平成29年度につきましては30カ所を予定しており、清掃場所につきましては、これからの調査により決定していく予定でございます。

最後に、排水管及び集水ます清掃委託でありますが、排水管及び集水ます清掃委託につきましては、毎年定期的に清掃しなければならない水路や浸水箇所の排水管、また緊急的に清掃が必要になった箇所を実施してございます。緊急として浸水地域の排水管や集水ますの清掃を実施する場合もございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

先日、たしか7月の25日だったと思います。市内で短時間に激しい雨が降り、市内各所で冠水被害があったと記憶しております。ちょうど新堀の用水北通りですか、そこにちょうど私も居合わせておまして、東大和から小平に抜ける道のちょっとしたくぼ地になったところ、そこに雨水がたまって、道路は通行どめ、車両が水没するという事故がありました。

こういったことを極力なくしていくための対策として早急に手だてを講じる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この7月25日の集中豪雨につきましては、午後の15時10分から20分までの10分間雨量が16ミリでございました。また、その次の15時20分から30分までの雨量が25ミリという大変激しい降雨でございました。

大雨時には、市内4カ所の幹線道路の浸水箇所に事前に職員が待機し、いち早く通行どめの措置ができる体制を整え、通行車両の波による沿線住宅等の被害軽減や通行車両の進入を防ぐ措置をとり被害の軽減に努めておりますが、市長の答弁でもございましたように、このような豪雨では雨水排水施設の清掃や浸水被害の軽減対策として実施しております雨水浸透施設設置での対応のみでは難しくなっているような状況でございます。

今後の対策としましては、この一時的に降る強い雨の処理分を貯留できるような雨水貯留施設等の設置などについても検討する必要があると考えてございまして、現在都市建設部内で検討を開始したところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 例えば新堀のその地に雨水貯留施設を設置する場合に、道路冠水を防ぐためにはどのくらいの規模の貯留槽が必要になると想定されるのでしょうか。また、それに係る費用というのはどのくらいを見込まれているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道13号線のところの道路冠水の場所についてでございますが、まだ検討し始めたばかりでございまして、そこまでの検討には至っておりませんが、市道第13号線の道路冠水につきましては、冠水距離がおよそ150メートルぐらい、また道路幅員が16メートル、頻繁に冠水する浸水深さが深いところでおおよそ50センチ程度であることを考えますと、浸水を解消させる量としましては、その量を処理できるような

施設が必要になるのではないかと推測しておりますが、まだ具体的な検討までには至ってございません。また、貯留量のほか、費用についても先ほど申し上げましたように検討を始めたところであり、貯留量や構造も検討できていない中では、お答えできるような状況ではございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

大体冠水する場所というのは決まっているところでありまして、ゲリラ豪雨が発生すると大体そこが冠水するというようになっております。検討を始めたばかりということで、まだ具体的な規模ですとか費用概算とかこれからの作業ということになると思いますが、そこはやはり集中豪雨は検討が終わるまで待ってられませんので、早急な対応をお願いしたいと思います。

あと1つ、例えば集中豪雨等で想定される災害、雨水対策としては、災害としては土砂崩れがあると思います。狭山緑地を中心とする多摩湖周遊道路から南側の斜面、ここを大量の雨水が流れたときに土砂崩れのリスクを想定する必要があると思われませんが、そちらのほうの対応というのはどのようになっているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 近年の集中豪雨では、東大和狭山緑地の下に位置しております民家近くに雨水が流れ込むこともございますことから、何らかの対策が必要と考えてございます。市では、多摩湖通り脇に雨水浸透施設の設置について検討をしましたが、土質が粘土質であり、浸透するような土質ではないことから効果が得られないと判断し、別の対策としまして、多摩湖通りから南に抜ける市道を利用し、極力雨水が緑地内に流れ込まないよう、緑地沿いの市道の境界に沿って堰を設ける工事を平成29年度のこの4月に実施し、雨水が極力道路上を流れるよう実施した箇所がございます。整備後のこの7月に豪雨時の状況を確認しましたところ、緑地内への雨水の流入が抑えられ、民家への被害もなく、効果があったものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。さまざま御対応をとられているとのことでありましたので、引き続き対策については万全を期すように期待をしたいと思います。

下水道事業につきましては、過去に何度も質問させていただいております。下水道、特に汚水のほうになると思いますが、目に見えないところにあるためにふだんなかなか話題に上がることはありませんが、ひとたび問題が発生すると市民生活に重大な影響を及ぼすものであります。市内の下水道、特に汚水管渠は、昭和50年代に集中して整備されたものが多く、一気に老朽化対策の必要性が発生していきます。その対応を平準化するための東大和市下水道総合計画だとは思いますが、計画は予定どおりではなく、極力前倒しで進めていただくことを強く要望いたします。また、雨水対策につきましても冠水対策を着実に進めていただくようお願いして、2つ目の質問を終了いたします。

3番目の認知症ケアについてであります。

認知症の方の数は。

○議長（押本 修君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 認知症の方の数ですが、平成24年の段階で65歳以上の高齢者の約7人に1人の御答

弁でありました。

市内在住で認知症を発症している方の数はおよそどのくらいいらっしゃるというふうに推定しているのでしょうか。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 平成28年度におきまして要介護認定を受けた方、このうち主治医意見書から読み取りますと、認知症の症状を有する方の数としましては、およそ2,100人弱というふうになってございます。以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 大体そのぐらいの数かなというふうにも思います。

地域包括ケアシステムの構築に向けてという御答弁をいただいていたと思います。地域包括ケアシステムという言葉が聞かれるようになってかなりの時間がたとうとしていると思いますが、このシステムはまだ構築されていないのでしょうか。道半ばということであるならば、現在どのような進捗状況になっているのでしょうか。そして、地域包括ケアシステムが構築されることで認知症のケアに対する取り組みが今と比べてどのように発展していくことが考えられるのでしょうか。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 地域包括ケアシステム、これは団塊の世代が後期高齢者となります平成37年、いわゆる2025年に向けまして、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有します能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療と介護の連携のもとに推進している状況でございます。現在の進捗状況としましては、市長答弁にもございましたとおり、在宅医療・介護のさらなる連携を図るために、平成29年度から医療従事者及び介護事業関係者からの相談の窓口といたしまして、東大和市在宅医療・介護連携支援センターを市内2カ所に設置してございます。

また、今後の展開としましては、地域包括ケアシステム構築の一環といたしまして、平成30年度から認知症初期集中支援チーム、このチームを設置する予定でございます。このチームの設置に伴いまして、現在と比較しますと認知症の疑いのある方や認知症の方に早期に介入するというようなことで、早期診断また早期対応に向けた支援体制、こちらを構築することが可能になるものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

地域包括ケアシステムの詳細につきましては、次回以降に譲りたいと思いますが、推進会議の中で専門部会が設置されたとの御答弁でありました。この専門部会の詳細について組織、部会の設置目的、活動の詳細、目指す目標等について教えていただければと思います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらの認知症対策推進部会は、平成27年度に地域包括ケア推進会議の4つの部会、こちらの1つとしまして、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の様態の変化に応じまして、全ての機関を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有効的に連携するネットワークを形成しまして、地域の実情に応じて認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進するために設置した部会でございます。組織としましては、医師、歯科医師、薬剤師を始めまして、医療・介護等の専門職11名で構成されてございます。

また、平成28年度には、先ほどの市長答弁にもございました市民への啓発活動、こちらの一環としまして、認知症ガイドブックの作成や認知症ケアに関係あります専門職向けの研修会の内容について検討を行っていたところでございます。

また、目標としましては、メンバーに認知症疾患の専門医を初めとします医療・介護の専門職が含まれてお

りますことから、そのような専門的見地から認知症施策につきまして御意見をいただき、施策に生かしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この認知症対策推進部会が設置されることで、認知症対策の普及啓発がどのように進められていくのでしょうか。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらの認知症対策推進部会では、認知症のタイプ別の特徴、それや認知症のチェックリストに加えまして、認知症の進行状況に合わせて利用できます医療サービス等、こちらを一覧にまとめました認知症ガイドブックの作成に御協力をいただいたところでございます。また、部会が中心となりまして、認知症ケアに関係のあります専門職向けの研修会などを開催しまして、認知症ケア、こちらにかかわります理解を深めるような取り組みも現在進められておるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 認知症対策推進部会の協力のもとに認知症ガイドブックが作成されたとの御答弁だったと思います。

平成29年3月に発行され、認知症の方を御家族の中に持つ方々への情報誌のような内容であると認識をいたしておりますが、このガイドブックを使ってどのような啓発活動を行おうとしているのか。また、それによって見込まれる効果というのはどのようなものなのでしょうか。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらの認知症ガイドブックは、東大和自治会やほっと支援センター、こちらを通じまして市内の医療機関や小売店等に配付を行うことで、例えば医療機関を訪れました方が認知症や認知症ケアについての理解を深めたり、また小売店等にございましては、地域の方が認知症に対しまして正しい知識を持って認知症の方に接するようなことができるような一つのきっかけとなることを期待してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成28年12月に開設されましたグループホームにつきまして、現在の状況、どのような運営がなされ、利用者数はどのくらいなのか、またその入所の条件、利用者の要介護度の実態、利用者の御家族からの評価等についてはどのようなものなのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームの現在の状況等についてでありますけれども、認知症の方を生活の主体者として捉えまして、個々の生活を重視して少人数、大体5人から9人ぐらいを単位といたしました共同住宅の形態で食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフが利用者とともに共同で行って、一日中家庭的な落ち着いた雰囲気の中で生活というものを送ることがあります。

平成29年8月1日現在の状況でありますけれども、利用者数、入所条件等でありますけれども、認知症の診断がありまして、要支援2以上で東大和市の被保険者というのが入所条件となっております。定員18名のところ、全て市民の方が利用している状況であります。入居率100%ということでございます。

それから、利用者の御家族からの評価等についてでありますけれども、施設内に御意見箱というものを設置しておりますけれども、これまで特に御意見というものを寄せいただいたということはないという状況であります。それから、先日、地域交流といたしまして、入所の方が地域の盆踊りに行くなど、外出の機会もありません。そこにつきましては大変よかったというお言葉をいただいているというふうに伺っております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

認知症グループホーム等の施設に関しましては、今後どのように展開をしていこうとお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認知症グループホームの今後の展開についてでありますけれども、現在市内には3施設がございます。それぞれの施設の定員は18名でございまして、3施設の定員の合計は54名、現在全ての施設で定員に達しているという状況であります。

今後でございますけれども、東京都が定めます認知症グループホームの整備のための補助金の上乗せの基準というものに基づきますと、新たに20人分ほどの施設を整備することが適当というふうに読み取れます。今年度は、第7期の介護保険事業計画の策定年度でございますので、この認知症グループホームにつきましてもこの策定作業において検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 認知症の方のケアに関しては、施設の充実も大切なことではあります、在宅ケアのサポート体制の充実、あるいは地域ぐるみでサポートできる体制を構築していくことが重要ではないかと考えます。そのための取り組みとして、先ほど述べられたガイドブックの作成やそれを利用した啓発活動に加え、今後さらに発展させていこうとしている取り組みについてどのようなものがあるのか、教えてください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 今後でございますが、高齢者の方々の増加とともに、認知症の方がふえるというところが見込まれております。このため、認知症の方への直接的な支援に加えまして、市民の方が認知症に対して正しい理解ができるような取り組みが重要であるというふうに考えてございます。

平成28年度でございますが、認知症の正しい理解と治療の現状というのをテーマに、認知症サポーターや市民の方を対象といたしました講演会を中央公民館で開催しまして、約190名の方々に御参加していただいたところでございます。今年度におきましても認知症に関しますテーマで研修会等の開催を予定してございますので、引き続きまして認知症への理解や啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 認知症の方々へのサポート体制につきまして、ある市民の方から精神障害者保健福祉手帳を取得することができるという話を聞いたことがあるのですが、現状について教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 精神障害者保健福祉手帳は、対象者が一定の精神障害の状態にあることを認定し交付されるもので、精神障害の疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約があると認められた場合に交付され、認知症は、このうち器質性精神障害に分類されます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） では、その手帳を取得するために必要な手続はどのようになっているのでしょうか。また、手帳を取得するに当たっての基準はどうなっているのでしょうか。そして、手帳を取得することのメリット・デメリットについてもあわせて教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） まず、手帳を取得するための手続についてでございますが、対象者のお住まいの区市町村の窓口申請書及び医師の書いた診断書等を提出いただき、都道府県の審査会で判定され、該当すると認められた場合に手帳が交付されます。

次に、基準についてでございますが、精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度に応じて1級から3級までございまして、1級は最も重い重度で日常生活が不能な程度、2級は日常生活が著しい制限を受ける程度、3級は日常生活もしくは社会生活が制限を受ける程度のものとされております。また、この手帳を取得することに

よりまして税金の減額や免除、都営交通や都立施設の無料利用、民間のサービスでは携帯電話の割引、NHK受信料の減免等を受けることができるということになっております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 手帳に関しては、特に手続が煩雑でないのであれば、利用者にとって大きなメリットになると考えるわけでありますが、この手帳の取得以外に認知症の方々へのサポートとなるような制度としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 認知症の方に限ったものではございませんが、一つの例といたしまして、精神障害のある方を対象とした医療費助成制度がございます。精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合、自己負担を原則1割に軽減する制度で、こちらも診断書により一定程度の精神障害があると認められた場合、医療費助成の対象となります。

なお、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合には、手帳用の診断書によって申請することが可能ということになっております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そういった制度に関しまして、市民への周知というのはどのようになされているのでしょうか。また、今後の方針としては、どのようにお考えでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の手帳制度といたしまして、身体障害者手帳それから知的障害の方への愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の制度がございます。そちらにつきましては、市のホームページ等で周知を行っております。

また、認知症の方につきましては、医療費助成や精神障害者保健福祉手帳について認知症ガイドブックでお知らせするとともに、ケアマネジャー等から問い合わせがあった場合には御案内をしており、今後も周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 平成27年1月に新オレンジプランが策定されたとの御答弁でしたが、その内容は具体的にどのようなものでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 新オレンジプランの内容ということでございますけれども、認知症の高齢者等に優しい地域づくり、これを推進していくために、認知症の方が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けること、こういったことを必要としているということに的確に答えていくことを旨としつつ、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくというふうに定めております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） では、その7つの柱の詳細について御説明をお願いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 新オレンジプランに掲げております7つの柱でございますが、順次御説明いたしますと、まず1つ目は、認知症への理解を深めるための普及啓発の促進ということですが、それから、2つ目は、認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護等の提供ということですが、3つ目でございますが、若年性認知症施策の強化。4つ目につきましては、認知症の人の介護者への支援。5つ目は、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進と。6つ目につきましては、認知症の予防法、新療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及び成果の普及の促進となっております。そして、最後の7つ目でございますが、認知症の人やその家族の視点の重視ということですが、以上の7つの柱に従いまして、施策を総合的に推進し

ていくということでありませう。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

認知症サポーターについての質問に移りたいと思いますが、国においては、このサポーターを量的に養成するだけでなく、できる範囲での手助けを行う活動の任意性を維持しながら、サポーターが高齢者に優しい地域づくりの場面で活躍してもらうことに重点を置いたとしている御答弁がございましたが、任意性を重視しながら地域づくりの場面で活躍してもらうというのは、具体的にはどのような場面でどのようなことを行うことを想定しているのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 国は、新オレンジプランにおきまして、地域や職域などで行われている創意工夫を凝らしたさまざまな先進的な取り組み事例、これを全国に紹介していくということで、新たな活動へつなげていくというふうに定めております。

また、地方自治体等が認知症サポーター養成講座を修了した方を把握するとともに、その認知症サポーター養成講座の際に、認知症サポーターが地域でできる活動事例等を紹介することや認知症サポーター養成講座を修了した方が復習も兼ねて学習する機会を設け、サポーター同士の発表討議も含めたより活動につなげるための講座など、地域の実情に応じた取り組みを推進していくと定めております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) その認知症サポーターの数ですが、平成28年度の時点で3,900人に達したとの御答弁でした。

今の国の指針を東大和市に当てはめた場合に、市はどういったことを認知症サポーターに求めようとしているのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 全国キャラバン・メイト連絡協議会、これは厚生労働省の外郭団体でございますが、この団体が行いました認知症サポーター等の資質向上に関する報告書にあります認知症サポーターの活動状況、こちらでは見守りですとか傾聴といったことが認知症サポーターの行為として占める割合が多いというふうにされております。

現在市は、認知症サポーターにさりげない見守りということをお願いしているところでもありますけれども、国は新オレンジプランにおきまして、各地で行われている創意工夫を凝らしたさまざまな先進的取り組みを全国に紹介していくということでもあります。

市といたしましてもさまざまな窓口、チャンネルから認知症サポーターが認知症高齢者に優しい地域づくりにどのように貢献していくことができるのかということについて情報の収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 認知症サポーターの方から、資格は取ったもののそれをどのような場でどのように生かせるのかわからない、市から何の要請もなければ提案もないという話を伺ったことがあります。

こういった方々を人的資源として捉えて、市の福祉施策の中で積極的に活用していくべきではないかと考えるのですが、市の御見解はいかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 認知症サポーターというものは、認知症に関する正しい知識と理解をもって地域や職場で認知症の方やその家族をさりげなく手助けする存在でありまして、認知症の普及啓発の取り組みの

一環というふうには位置づけられております。一方、国は、認知症サポーターの活動の任意性は維持しつつ、地域で活躍してもらうことに重点を置くようになりました。こういったことを踏まえて、先ほど御答弁したとおり、認知症サポーターの活動の任意性を確保しながら、認知症高齢者に優しい地域づくりに貢献していただくためにどのような働きかけというものが適当なのかについて研究してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

認知症というのは誰でも発症する可能性のある病気であるということは、先ほどの御答弁中でも言われていたと思います。認知症になっても住みなれたまちで生き生きと暮らせる体制づくり、非常に重要なことであるというふうに私も感じております。

認知症の方々に自助という概念を当てはめるのはちょっと無理があるのかなというふうに思うのですが、地域の方々が温かく見守り、必要に応じて手を差し伸べるといった共助の体制づくりは市としても重要なものではないかというふうに思う次第であります。市としての公助の体制を充実させるとともに、共助の体制の行き届いたまちづくりをお願いしたいと思っております。

また、認知症サポーターの活用につきましては、3,900人の有資格者のうち、特に高い目的意識を持って資格を取られた方もいらっしゃると思いますので、そういった方々と連携をしながら認知症対策を進めていただくことを切に要望して、今回の私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問、始めさせていただきます。

さて、1、ITの活用について。

①拡張現実（AR）・仮想現実（VR）についてであります。

スマートフォンを初めといたしました携帯端末の進化は目覚ましいものがあり、50年ほど前、アポロが月に向かった当時積んでいたコンピューターよりもずっと高性能となっております。ちなみにアポロのは、30年ほど前に流行いたしましたゲーム機のファミコン並みだったそうであります。皆さんのお手元にあるスマートフォンで月に行こうとは思わないと思いますけれども、当時の月に向かったのは、本当に大冒険だったということだということでもあります。

近年、こうしたIT機器を活用、利用いたしましたARやVRの発展もやはり長足の進歩を遂げておりまして、誰でも安価にこうした世界に没入できる環境になってきております。

そこでお尋ねをいたします。

アといたしまして、当市の現状と基本的な考えは。

次に、イとして、他自治体の対応と状況は。

次に、ウとして、市政において何に使えるか。

そして、エとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

[6 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、拡張現実と仮想現実に係る当市の現状と基本的な考えについてであります。現状につきましては、市のホームページにおきまして仮想現実の技術を用いたVR動画「東大和ぐるっとさんぽ」を配信しております。基本的な考え方につきましては、IT技術を活用して東大和市の魅力を情報発信していくことは、市の認知度やイメージの向上を図る上で重要なことと考えております。

次に、他自治体の対応と状況についてであります。八王子市におきましては、国の史跡であります滝山城跡を拡張現実で紹介し、観光客の誘致に役立てております。また、世田谷区では、スマートフォンやタブレット端末のカメラ機能を使い、広報紙の紙面を映し出すと拡張現実の動画が再生されるというサービスを実施しております。

次に、市政における活用についてであります。拡張現実や仮想現実の技術活用につきましては、現在研究中であります。他市の事例を参考に考えますと、観光、施設案内、防災、市報などの分野において特に有効な活用が図れるものと考えております。

次に、課題と今後の展開についてであります。課題につきましては、全ての年齢層の方々にわかりやすく、誰もが使用可能なサービスであること、また低予算で実現できることなどあります。今後の展開につきましては、拡張現実や仮想現実の技術は日々進化していることから、最新の技術を十分把握した上で、市にとって活用事例につきまして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、ア、当市の現状と基本的な考えはであります。

まず、当市におけますARとVRの基本的理解を伺わせていただきたいと存じます。

ARとかVRというのはどういったものだとお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○情報管理課長（菊地 浩君） AR、拡張現実、VR、仮想現実の定義ですが、ARとは、現実世界で人が感知できる情報に何か別の情報を加えて現実を拡張表現する技術やその手法のことをいいます。例えばスマートフォンやタブレット端末のカメラ映像に表示されます現実世界の映像に位置情報などのデータや実際にはその場にはないはずの映像やCG、コンピューターグラフィックスを重ね合わせて表示させるといったものであります。

これに対しましてVR、仮想現実とは、コンピューターによって作り出されました仮想空間を時間や空間を超えてまるで現実世界のように知覚させる技術のことを言います。こちらは、例えば飛行機のコックピットや電車の運転席を模したブースで疑似操作を体験させる技術などのことを言います。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ARというのはオーグメンティッドリアリティー、VRはバーチャルリアリティーというようなものという
ことでありますけれども、では、改めまして本市におけますARとVRの現状の詳細、こちらを教えていただ
きたいと存じます。既に利用、使用しているものがあれば、そちらをぜひ教えてください。よろしくお願
いします。

○情報管理課長（菊地 浩君） まず、本市のAR、VRの現状であります。第三次東大和市情報化推進計
画の中の個別計画におきまして、統合型地理情報システム、GISの研究・検討という取り組み項目がござい
ます。この統合型地理情報システムにAR、VRの技術を導入する事例が最近ございますが、これは現在のと
ころ、情報収集、研究段階であります。

次に、既に利用、使用しているものについてであります。先ほど、市長答弁にもありましたが、本市のホ
ームページにおきまして「東大和ぐるっとさんぽ」というVR動画を配信しております。旧日立航空機立川
工場変電所などの施設をVRで紹介しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

統合型地理情報システム、GIS、ちょっと難しい内容だろうと思っておりますけれども、そちらが研究・検討
ということで、そのほかに「東大和ぐるっとさんぽ」というVRについて配信をしているというようなこと
であります。こうしたVRとかAR、こういったような内容に関しまして市民からの御意見とか御要望は現在
のところどういふふうになっておりますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、AR、VRに関する市民の皆様からの御意見、御要望はござ
いませぬ。ただ、1階の市民部フロアに観光情報コーナーがありますけれども、そこにVR動画を視聴するた
めのゴーグルが設置してありまして、この使い方について問い合わせいただくことがございます。市民の方
の中には、こうしたツールを通した市の情報に興味がある方もいらっしゃるようであります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） その観光情報コーナーに置いてあるゴーグルに関してなんですけれども、どのぐ
らいの方がそれを御利用になっているのかというか、数というか、そういったものというは把握されて
ますでしょうか。また、そういった方々から何か使い方もそうなんだろうけれども、その使い方のほ
かに何か問い合わせがあれば教えていただきたいと思っております。

○市民部副参事（宮田智雄君） 観光情報コーナーでございます。ゴーグルについてであります。

導入当初は確かに興味がありまして、いらっしゃる方、多く使っていただいたんですが、昨今は、ち
よっと一時期の利用の状況とは一転しているところかなと思っております。

それから、実際になんですが、スマートフォンを設置する仕方につきましては、ホームページにもその
取り扱いについては掲載させていただいておるんですが、なかなか職員が一緒につきながら、その都
度使い方をレクチャーしながら楽しんでいただいている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

そんなに難しい使い方ではなさそうだろうというように思うんですけども、じゃ、次に、伊の他自治
体の対応と状況はに移りたいと思っております。

都内近隣それから他自治体の現状というのはどういふふうになっているんでしょうか。詳細を把握
されてい

ましたら教えていただきたいと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在多摩26市の中で拡張現実、仮想現実について何らかの取り組みを実施している自治体は、当市を含めまして全部で10市ございます。主な内容は、観光資源や市報の付加情報を紹介したものであります。

内訳としましては、両方取り組んでる自治体もあるため合計が合いませんけれども、史跡などの観光資源をVR動画で紹介している市は6市、市報などの紙面から拡張現実の技術を使って付加情報を紹介している市も6市という状況であります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。それほど多くはないという内容だと思います。

このARとかVRに関してなんですけれども、国の試みとして、国交省によります拡張現実による訪日外国人旅行者への案内・情報提供、それから民間でも朝日新聞が築地をVRで残す試みというのを始めているというふうに報道されておりました。

こうした国とか東京都などの動向、こうしたものはどうなっているのか、もし把握をされているのであれば教えていただきたいと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） まず、国の動向でございますが、各省庁の具体的な取り組み事例は把握しておりませんが、平成28年度の情報通信白書におきまして、VR技術の活用事例として民間事業者の取り組みを紹介しております。これは、特定の場所で利用しますと現実の風景に重なるように過去の再現映像を楽しむことができるというものであります。これによりまして現存しない建造物等、ここでは江戸城天守閣とか日本橋でしたけれども、そういった歴史的資源を現実感を持って体験できるというものであります。こうした取り組みの効果としまして、地域の魅力を可視化して発信することができるという事例を紹介しております。

次に、東京都の動向ですが、東京消防庁が東京2020大会に向けた改革としまして、平成28年度に地域防災力の向上及び防災関係機関との連携強化という計画を公表しています。この中で平成29年度にまちかど防災訓練車、バーチャルリアリティー防災訓練車を整備するとしています。この取り組みによりまして、いつでもどこでも誰でも参加できる出向き型の防災訓練を推進して、都民に興味のある訓練を提供しようとするものでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

先ほど、私が申し上げた朝日新聞の築地の関係なんですけれども、今築地のあの市場の中には、600ほどの店舗というか、そういったのがありまして、かつては1,000ぐらいあったそうなんですけれども、その600の店舗の一つ一つ全てに360度動画を撮れる機械を、一つのところでやったら次にまた録画しに行くんですが、そこにおいてその現状を全て天井から床、それから周りまで全部撮れるような、撮ってそれを朝日新聞のホームページで公開をしているというようなことです。その朝日新聞のホームページで何か朝日新聞のほうで開発したんでしょうかね。アプリケーションを使ってそれを見ると360度の動画が見られるというようなものなんだそうです。

こうしたものがいろいろと参考になってくるのかなという気もいたすんですけども、また次に行きたいと思いますが、そのほか、こうした取り組みもありますけれども、当市に参考となる事案というのはありますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 当市にとりましては、現在のところ、VRに係る取り組みを始めたばかりという状況でありますので、東京都や他市の事例のどれもが参考になると考えております。そこで、今後他の団体の事例を情報収集していく中で、当市にとりまして何が有益なのかを研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いろんな事例が民間、公の機関にかかわらずいろいろあろうかと思っておりますので、広くいろいろと見ていただきたいと思います。

次に、ウの市政において何に使えるかであります。

こうしたARやVRを利用した観光や市内案内についてなんですけれども、基本的な市の考えというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） AR、VRを利用しました観光市内案内についての御質問でございます。

先ほど御紹介いたしました当市のホームページにおきましては、「東大和ぐるっとさんぽ」というVR動画を配信しております。これは、ふだんは見られない市内観光スポットを疑似体験というタイトルで配信しております。東大和の見どころであります旧日立航空機立川工場変電所などの5カ所の360度動画のVRで紹介をしています。こうした取り組みにより、東大和市について市民の皆様だけではなく、市外からもより多くの方々に興味を持っていただき、交流人口の増加を図ってまいりたいと、そう考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） こうした取り組みが端緒についたばかりだというようなところはあろうかと思っておりますけれども、ちょっとそこで詳しく教えていただきたいんですけども、その「東大和ぐるっとさんぽ」に関して、何らかのこれはアプリを使って見るというような形なんでしょうか、それともホームページでそのまま見られるような状況になっているんでしょうか。私、ユーチューブか何かで拝見したときには、余り現実が拡張されているようには正直思えなかったもので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） ぐるっとさんぽの視聴の仕方ということについてでございます。

現在ぐるっとさんぽのVR動画は、ユーチューブのアプリケーションに対応してございます。こちらのアプリケーションを使っていただきますと一番視聴がしやすいという形になってございます。その他のウェブブラウザにつきましては、相性というところでなかなか動画がしっかり見れない部分もございます。先ほどもお話ししたとおりなんですけど、この辺の注意点につきましては、ホームページのほうで御案内させていただいて、そんなところでございます。ユーチューブに例えますと、そのアプリケーションが入っていますスマートフォンそれからタブレット、また通常のパソコンでもホームページからその場면을クリックしていただけますとユーチューブで立ち上がることになります。

この画像なんですけど、ゴーグルを使用した場合の画面とそれからゴーグルを使用しないで使える画面の2画面に構成されております。昨今の新しい最新のユーチューブのアプリを入れていただきますともうゴーグルがアプリケーションに対応しているような形になってますので、そのままそのボタンを押す、押さないで切りかえできまして、ゴーグルを使ったときの画像、それからゴーグルを使わないでも360度見れる、そんなような状態になっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。ちょっとそこまで詳しく見てなかったもので、今度しっ

かり見ていきたいと思えます。

私の持っているパソコンと余り相性がよくなかったのかなという感じもするんですけども、ちなみに「東大ぐるっとさんぽ」のページビューの数とか、それから再生回数などはどのぐらいあるんでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） アクセス数ということでお答えさせていただこうと思えます。

ぐるっとさんぽ、今5種類のVR動画が御用意させていただいているところで、約1年前に公開を始めたところでございます。アクセス数につきましては、ユーチューブアプリケーションでの数字となっておりますが、そちらのほうで御報告させていただきます。現在の視聴回数であります、総数で1,411回でございます。以上でございます。

○6番（大后治雄君） これが多いのか少ないのか正直よくわからないところなんですけども、こうした再生回数をもっともっとふやしていく向上策というんですかね、何かそういったものをお持ちであればお聞かせいただきたいと思うんですけども。

○市民部副参事（宮田智雄君） やはりこちらの御紹介、御案内という形を我々が積極的にやるのがまず一つだと思っております。産業振興基本計画にのっとりまして、観光資源、情報の発信というのが大きな施策になっておりますので、これに基づきまして、とにかくこれも観光資源の一つとして我々のほうで積極的に発信をしていく、この努力がこれから努めることであるかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 地道にふやしていくしかないんだろうなという感じもいたします。そういったような努力は必要だろうというように思えます。

こうしたARとかVRを利用いたしました市政情報の提供広報についての基本的な考え方を教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ARやVRを利用した広報についてでございますけれども、市の取り組みやイベント等の市政情報を提供しまして、これを広報するという視点におきましては、現実世界を補う情報を付加するARのほうの活用が効果が見込めるものというふうに認識してございます。特に限られたスペースとなります市報を初めとする紙媒体の広報に関しましては、文字や写真の情報に動画や音声といったものを加えることによりまして、より幅広く情報をお伝えすることができるというふうに、そういった可能性があるというふうに認識してございます。

こうした中、先ほど答弁にもございましたけれども、多摩地域の中では、現在6市の市報でARの活用がされておりますので、当市における活用に関しましては、導入をしております自治体における効果等を踏まえまして調査・研究させていただけたらというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

この市報に関して、ARを使って、拡張現実使っているいろいろとまた情報が付加できるというような状況は非常に好ましいのかなというところもありますけれど、また市が出している例えば、市が出しているかは別として、いろんな公の文書、何とか白書とかいろいろ例えばあるかと思えますけども、そうしたものに関していろいろな情報を付加するのにこうしたものが適当なんじゃないのかなという感じがいたします。こうした情報に関して何らかのコードをつけて、そのコードを写すとそこで拡張現実、出てくるというようなことになってくると思いますが、そうしたことについてもこれからぜひいろいろと研究をしていっていただきたいと思っております。

では、次に伺いますけれども、そのARやVRを利用いたしまして、例えば変電所とか美術園、慶性門などの歴史的建造物や文化財などをすっかりデジタル化をして保存するということについてどういうふうにお考えでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 歴史的建造物や文化財などについては、これまで写真や映像などに加え、書面、冊子とともに整理し、保存しております。ARやVRを利用することにより通常公開されていない旧変電所、（仮称）東大和郷土美術園など、歴史的建造物が現地に行かなくても保存されたデータによりリアルに臨場感のある映像として見るができるようになります。そのためには、今後ARやVRの利用についてさまざま研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

ちょっと慶性門に関しては、大分残念な状況になりつつあるようなことも伺ってるんですけども、できれば少なくともまだ今の状況をそのままデジタルでパッケージして保存ができるというような状況のときに細かいところまでしっかりとデジタルで残す、まずとにかくデジタルで残すというようなことをしていただきたいなと思ってるんです。既になくなってしまいましたけど、給水塔なんかも、あれもできればやっぱり今の技術、これがあればもっともっと細かく残ったんじゃないのかなというふうに私は残念に思っているんですけども、今あるとにかくそういった文化財、それからそういった施設に関して、できれば細かくデジタルで残していただきたいなというふうに思っています。

次に伺いますけれども、このARやVRに関して教育分野に使えるものというのとは何かありますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 市内小中学校でARやVRの使用が考えられる事案としましては、実際に起きてはならない事態を想定した訓練が挙げられます。具体的には、児童・生徒の発達段階に考慮した状況等の事前の設定が必要だとは思いますが、そのような配慮をした上で、火災や震災等の想定した避難訓練が考えられます。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。さまざまいろんな自治体があるような取り組み、またいろんな機関があるような取り組みをしていると思いますので、そちらに関してもいろいろとまた学んでいただきたいなというふうに思っています。

それから、プラネタリウムの半球ドーム、ありますよね。あれを利用いたしましたVR体験なんていうのはできないものなんでしょうかね。前後左右360度、上下180度のVRができれば、そこまでいくかどうかは今わかりませんが、新たな観光資源になる可能性もあるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） プラネタリウムの半球ドームを利用してVR体験の映像を映し出すことにつきましては、映像の形式をプラネタリウム用に加工、修正することでドームに映し出すことができるということでございます。その上で、新しい取り組みとして集客に期待ができるのではないかとということも考えるところでございます。しかしながら、現時点の技術では、画像の精度が非常に粗くなるというようなことを聞いてございます。また、費用面についても課題があるようでございますので、今お話しいただきましたVR体験等につきましては、今後調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

できれば既存のそういった施設、既存がある、東大和が持つてる資産を有効活用するというような方向で考えていただきたいなというふうに思っています。

では、次に、エの課題と今後の展開はであります。

大きく分けまして3つの分野、人・物・金に関して恐らく課題があろうというふうに思っているんですけども、それぞれの打開策につきまして何かお考えがあれば伺わせていただきたいと思います。

○総務部長（広沢光政君） AR、VR、御質問いただきまして、これを導入するに当たっての課題と打開策ということでございますけれども、このAR、VRを市としてどういった分野で活用していくか、具体的にどのような取り組みを実施していくかというそのルートによって違いが出てくるとは思いますけれども、一般論としてお答えさせていただきますけれども、まず人でございますけれども、こういったIT技術の中でも比較的新しいそういった取り組み、これを導入していくということのためには、AR、VRという技術に関する知識を持つ人材、こういった人材の確保というのがまず大事になってくるとは思います。そういった人材については、市のほうで育成するという方法、もしくはそういった技術を持った職員を新たに採用していくということも必要になってくるのかなというふうには思っております。

それから、物ということについてでございますけれども、拡張現実、仮想現実の取り組み、これを具体化するに当たって必要なIT技術はもちろん、それからOA機器、もっと突き詰めますとコンテンツそのもの、これを選択、チョイスしていく能力といいますか、そういった知識がやっぱり必要になってくるだろうと。これは人にもつながってくることだと思いますが、そういったところでございます。

さらに、コンテンツ自身を導入し管理していくための費用、金の部分ですけれども、これが必要となってまいりますけれども、なるべく低予算でということに関しましては、例えば民間のベンチャー企業等との共同で開発していくとか、そういったことも活用事例の一つになるのではないかなというふうには考えてございます。

こういった人・物・金の3要素が合理的に組み合わせられて初めて効果が生み出されてくるものだというふうに考えております。したがって、こうした課題をあらかじめ十分に私どものほうでも理解した上で、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

さしたる打開策がないというような感じだろうと思うんですけれども、とにかくこういったことに関していろいろと地道に研究していただきたいなというふうに思っていますが、例えば国や東京都などからの財政補助などというものは考えられないでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在見込めると考えられます補助金を把握しておりませんが、今後拡張現実、仮想現実の技術を使つての取り組みを研究していく過程で財政補助が得られないかについても並行して研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

それから、コンテンツを例えば作成する際に、民間との共同事業で財政負担を軽減できないものでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在多摩26市中、史跡などの観光資源をVR動画で紹介している6市におきましては、運用を委託している市はございますが、コンテンツを民間との共同事業で作成した自治体については

把握してございません。しかしながら、例えば動画の一部に広告を掲載して作成費を軽減することは考えられますので、こうした方法が可能かどうかも研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、改めまして市長の御所見を伺いたいと存じます。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとAR、VRについてIT技術ということで、日進月歩ということで、そういった意味で東大和市の魅力を発信していく。そういった中に取り込めることによって、今までにない発想で東大和市をPRできるのではないかなというふうに思います。

先ほど来、私どものほうの答弁から、年齢階層それからあと予算の関係だとか、あるいはこれから情報を拡散していくためのいろんな方、市民の方を含めての御協力が必要ではないかなということで、いろいろと課題はあるかなというふうに思っております。

具合的にいろんなところでいろんなことをやってらっしゃるようなんですけども、まず埼玉の三芳では、写真が動く広報みよしということで、これは予算の関係はどうなのかよくわかりませんが、ただ少なくとも人件費は職員がやって機材のみだというふうな話なので、そういうことでしたらまた少し考え方も変わるのかなというふうに思いますし、また先ほど来、観光だとか、あるいは東大和の吉岡さんの美術園だとか、変電所というお話もございましたけども、デジタルアーカイブということで何市かが実際にやっていますけど、ただ私も見ましたけども、いまいつくったのがずっと前ですからそういうことなのかなというふうに思いますけども、そういった意味では、今のAR、VRを使うことによってもっとおもしろいというか、見たくなるようなデジタルアーカイブというのがつくれるのではないかなというふうに思っております。

そういうものを含めて、今後しっかりと予算もかからずに、なおかついろんな方の御協力をいただきながらということで、特に市民の方の中にもそのような形、やっている方も大勢おいでになりますので、そういう方々とも一緒になってやっていければいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○6番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございます。

私の手元に本年8月25日付、読売新聞朝刊の多摩の地域版というのものあるんですけども、これ、何て書いてあるかという、福生市PR動画制作中、若手職員有志16人、予算ゼロ円とあるんですね。市の職員がコンテンツを制作しているといっただけで新聞ネタになっているんですね。逆に考えれば、どれだけ公務員が、ひいては自治体の能力が侮られているかのような見本なんじゃないかなというふうに思うんです。何だかちょっと情けないような気もするんですが、ぜひこういったものを見返していきたいなというふうに思っています。

ARやVRというのは、さきにも答弁にもありましたように、人・物・金、いずれもどのくらい必要なものであるのかまだまだ不明な先端技術でございます。しかしながら、市長を初め、理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、十二分に調査・研究していただくとともに、国、東京都、他自治体を参考に、ときには連携して先駆的に立ち回り、決しておくれをとらぬようお願いをいたしたいと存じます。

以上を改めて要望いたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時52分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

平成27年度、子育て支援制度が始まり、今年度は中間見直しの年です。この制度は、保育の枠をふやす量的拡大、幼児教育や保育の質の向上、地域の子育て支援のさらなる充実が目的として進められています。

当市では、日本一子育てしやすいまちを目指して、待機児童対策として保育の量的拡大に力を入れて進めてこられたことを評価します。また質の向上については、保育コンシェルジュの増員などにより丁寧な対応がなされてきたことは、子育て中の保護者にとって安心して子供を育てられることにつながると期待しております。地域の子育て支援拠点でも、子育てひろばの利用者が多くなっているということは、子育て世代のニーズに合った対応がとられたということだろうと考えます。

しかし、子育てひろばや検診などに訪れず、顔が見えない家庭はさることながら、そのような場に出てきても必要な支援につながっていない、来ていれば大丈夫とばかり言えない状況があるということも考えなければなりません。子育てに悩んだ場合、育児相談や心理相談など子育てのかなめとなるのが、当市でいえば子ども家庭支援センターです。当市の子ども家庭支援センターは、先駆的な取り組みをするということで、虐待を始めとする相談事業と、子育てひろば、一時保育などを担っています。

今回は、その中で、特に児童虐待の対応を伺います。

児童相談所が対応した児童虐待の件数が、全国で12万2,000人にも上るという厚生労働省の調査結果が出ました。児童虐待については、当市でも児童相談所とともに対応していただいているところですが、私はできるだけ身近な子ども家庭支援センターが担うべきだと考えます。特に、昨年児童福祉法が改正され、子ども家庭支援センターの役割が高まっていると考えます。また児童福祉法改正に伴い、東京都福祉保健局から2月に、児童相談に係る連携強化事業の実施についてという通知が出されています。

当市においても、子ども家庭支援センターの機能を高めていただきたく、1つ目の子育て支援の質の向上、充実について伺います。

①子ども家庭支援センターの体制強化について。

ア、都の児童相談に係る連携強化事業への取り組み状況は。

イ、要保護児童対策地域協議会の体制強化について。

ウ、要保護児童のショートステイについて。

エ、児童相談所との職員の相互派遣について。

オ、児童相談所からの事案送致への対応について。

②子ども家庭支援センターと学校等他機関との連携について。

③新しい社会的養育ビジョンについて市は取り組みをどのように進めるかお伺いします。

次に、2、緑の保全、創出についてです。

緑豊かなまちづくりは、狭山丘陵を始めとする緑の保全や、公園、街路樹によってつくられています。建造物とは異なり、樹木は成長し、鳥や害虫も含めた生き物の生息、病気や倒木の問題などを考慮して管理する必要があります。その管理方法も考慮に入れて木を植えないと、さまざまな問題が起きると考えます。

そこで、①樹木の剪定と樹種の選び方についてとして、具体的に以下の3カ所それぞれについて、剪定などの管理方法を伺います。

ア、市役所通り、野火止用水、湖畔ビオトープ、それぞれの場所の樹木の剪定について。

あわせて、街路樹を植える際の木の選び方についても伺います。

次に、②川沿いや通学路など人が多く歩くところに高木を植えることについて。

最後に、③緑による保水力向上について伺います。

街路樹など木を植えることにより、まちにとってのメリットは幾つかあると考えますが、そのうちの1つであります保水による効果などについて、どのように考えるのかお伺いします。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、子ども家庭支援センターにおける東京都の児童相談所との連携強化事業についてであります。平成28年6月の児童福祉法の改正に受け、東京都では、児童相談に係る連携強化事業実施要綱に基づき、平成29年4月から事業を実施しております。

この要綱では、区市町村が東京都と協定を締結し、要綱に規定された6つの取り組みを行うこととされております。現状では、この要綱に基づく取り組みの対象が児童相談所を設置する区部となっておりますことから、今後も情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

次に、要保護児童対策地域協議会の体制強化についてであります。東大和市要保護児童対策地域協議会は、子ども家庭支援センターが調整機関となり、19の公的機関と6つの法人等の合わせて25の関係機関により構成された組織であります。平成29年4月から体制強化の取り組みを、取り組み内容として、子供を守る地域ネットワーク巡回指導事業、児童虐待の発生予防、早期発見の取り組みの充実等が示されております。

体制強化に関しましては、人員確保や人材育成等が課題となりますことから、組織体制等の見直しも含めた調査研究が必要であると考えております。

次に、要保護児童のショートステイについてであります。ショートステイ事業は、保護者が病気や出産で子供を養育できないとき、養育協力員家庭でお子さんを一時的にお預かりする事業であります。平成29年7月から、4件の養育協力員家庭に御協力をいただいております。

要保護児童のショートステイにつきましては、より専門的な対応が求められる場合がありますことから、これまでの養育協力員家庭に加え、今後児童養護施設等でのショートステイにつきまして、当初の実情に応じた実施が可能となるよう、研究してまいりたいと考えております。

次に、児童相談所との職員の相互派遣についてであります。職員の派遣につきましては、区部に児童相談所業務が移管されることに伴い、職員の専門性向上の見地から区部が対象とされております。また児童相談所の職員による市のケース検討会議の出席につきましては、毎月1回実施されております。

次に、児童相談所からの事案送致への対応についてであります。児童相談所から要支援家庭の事案が市に送致された場合につきましては、市の要保護児童対策地域協議会に設置されておりますチームケア会議により、関係機関が連携し、地域において支援を行うこととなります。

次に、子ども家庭支援センターと学校等他機関との連携についてであります。要保護児童対策地域協議会の25の構成機関との連携のほか、必要に応じまして、事案に関係のある機関が連携し、事案の状況の把握や検討を行い、支援を行っております。

次に、新しい社会的養育ビジョンに係る市の取り組みについてであります。平成28年6月の児童福祉法の改正では、虐待を受けた子供や、何らかの事情により実の親が育てられない子供を含め、全ての子供の育ちを保障する観点から、子供が権利の主体であることを明確にし、社会的養育の充実、家庭養育優先の理念が明記され、特別養子縁組や里親による養育を推進することが規定されました。

これを受け、平成29年8月に厚生労働省から新しい社会的養育ビジョンが示されたところであります。このビジョンに示された工程によりますと、市区町村の子ども家庭支援体制の構築につきましては、平成30年度以降、おおむね5年以内に整えることと示されております。今後は当市の実情に応じた体制の構築を行っていく必要があるものと考えております。

次に、市役所通り、野火止用水、湖畔ビオトープの樹木の剪定についてであります。市役所通りの樹木につきましては、業者委託により、高木は年1回、低木は年2回、剪定を実施しており、適切な維持管理に努めております。

野火止用水につきましては、業者委託により実施しており、低木は年1回、中、高木については適宜危険木の伐採や枯れ枝の処理など、近隣住宅や交通への影響が生じないように対応しております。

また、湖畔ビオトープにつきましては、ボランティアの方を中心に管理をお願いしており、ボランティアの方で対応できない場合には、市において対応しております。

次に、街路樹の樹種の選び方についてであります。街路樹の樹種につきましては、樹木の強さを示す環境適応性、花が咲くなどの景観特性、維持管理しやすさの管理特性等を考慮し、沿道条件や地域の要望などを踏まえて剪定しております。

次に、川沿いや通学路等に高木を植えることについてであります。植栽の目的は、沿道環境保全、交通の安全確保、景観の向上等を図ることであり、主に都市計画道路や歩道のある市道に植栽しております。高木植栽につきましては、通行者の多い場所では見通しを確保し、交通安全に配慮するとともに、日陰を確保し、安全で快適な公共空間の緑化を図ることが大切であると考えております。

次に、緑による保水力向上についてであります。植物とそれを養う土壌には、雨水を一時的に貯水する保水機能が備わっています。そこで、狭山緑地を中心に、緑地の機能の一部として、保水能力の維持向上と、地下水の涵養を図るため、緑地の保全に努めているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○4番（実川圭子君） どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、1つ目の子育て支援の質の向上、充実についてです。

壇上でも申し上げましたように、当市では子育て支援の量の拡大を進めてまいりました。また質の確保につ

いてもそれぞれの現場で担当の方々が頑張ってもらってやる姿も拝見して、今子供たちの成長にとって市は頑張っていて取り組んでいただいているというふうには、私も思いますけれども、子育てに関する相談やその対応について、さまざまな支援を用意をしても、それが果たして本当にきちんと使われているのかどうか、ニーズとその支援がしっかりと合っていないければ、制度のはざままで孤立してしまうことが起きているのではないかと、そのようなケースが私のところにも幾つか寄せられてきたことで、今回質問させていただきたいと思います。

子育てについては、相談できる相手がいたり、地域の中で子育てしている実感を持てるようになることが必要で、その中心となるのが、私は子ども家庭支援センターだと考えています。当市の子ども家庭支援センターにおいては、早い時期で十分な支援が整えば、虐待など重大な事件に進むこともないと考えます。都のほうでも、この児童相談とか児童相談所を中心とした児童虐待ですとか、そういった相談に関しては、子供たちの命にかかわることということで強化が進められていて、地域のことは子ども家庭支援センターと連携して進めていくということが進められているというふうに思っています。

その中で、私がちょっと拝見しました2月に通知が出された内容について中心に、これから伺っていきたいと思います。

東京都のほうの方針で、今年度から児童相談にかかわる連携強化事業というのをやっていくということが通知が出されたと思いますけれども、6つの取り組みということで、具体的にどのような取り組みがこの連携強化事業ということで挙げられているのか御説明いただけますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成29年5月24日に決定されたということで、東京都のほうから児童相談に係る連携強化事業の実施要綱が示されております。

そちらによりますと、事業の内容といたしましては、1つ目といたしまして、要保護児童対策地域協議会の体制強化、こちらは子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業を実施し、児童虐待の発生の早期発見を図る取り組みを充実させるということでございます。

2つ目といたしまして、子育て短期支援事業の体制強化、こちらは要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施するというところでございます。

3つ目といたしまして、区市町村職員の児童相談所への派遣、こちらは児童相談所のケースワークの理念やスキルを習得するというところ、見立てや判断ということでの派遣ということに来ております。その中では、幹部職員の派遣と一般職員の派遣に分かれております。

4つ目といたしまして、児童相談所職員の区市町村のケース検討会議等への関与ということで、区市町村へ児童相談所職員が出向いて、ケースの検討会議や受理会議に出席し、助言を行うというところでございます。

5つ目といたしまして、児童相談所から区市町村への事案送致ということで、さまざまなケースが児童相談所につながるケースがふえていますことから、ケースによっては市町村、地域におろすという流れになりますということです。

6つ目といたしまして、児童、保護者に対する通所、在宅支援の委託ということで、こちらは児童相談所による指導措置ですね。例えば施設を出られたお子さんが家庭に戻られるときに、児相が指導措置を行うというのを地域に任せるといったような事業というふう聞いております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この事業に取り組む場合には、都との協定を結ぶというような形になっていると思いま

す。先ほどの市長答弁ですと、これは対象が区部のなっているというふうなお話があったと思いますが、私は、これは市区町村に対してというふうになっているので、当市もこの方向に進むのではないかというふうを考えているんですが、この協定について、当市の対応はどのように考えてるのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど、市長からも御答弁いただきまして、議員からも今お話ししていただきましたけれども、基本的にはこの6つの要綱の内容につきましては、この6つを全て行うということでの協定を締結するというものでございます。

先ほど市長から御答弁いただきましたとおり、今まで、この6つのうち職員の派遣以外は、基本的には、既に東京都の都内における子ども家庭支援センターでは実施されているものというふうなことでございます。このたび、新たに職員を派遣するというふうなことで、それが新たにこの東京都の連携強化事業ということで位置づけられたものでございます。

ただし、東京都のほうの説明といたしましては、まずは今回の児童福祉法の改正で、中核市及び特別区に児童相談所を設置することが可能になったということに伴いまして、現在特別区23区のうち22区で、児童相談所を設置するというふうに検討中というふうなことでございます。

それに伴いまして、東京都としては課長級職員、児童相談所の所長となるべく職員を派遣した東京都の児童相談所での研修というものを想定しており、その協定書というふうなことで、私どものほうの市のほうで参加させていただいております子供の主管の部長会などでも御説明が東京都からあったものでございます。

したがって、先ほど来申し上げておりますとおり、この6つの要綱に基づいた連携強化事業につきましては、当面市部は対象としないというふうなことで、区部が対象となるものというふうになる説明があったものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この連携強化事業に関しては、もう既に取り組んでる部分もあるというふうなお話だったりとか、区部や中核市や特別区ですか、に児童相談所が設置されていくという中での1つだというふうになってると思いますけれども、私もちょっとこの通知を出した東京都の福祉局の子育て支援のところちょっと問い合わせまして、市のほうは対象にならないのかというふうなことも確認をさせていただきました。

その中では、もちろん市部のほうも進めていってほしいということで、この6つの事業全てを行うことで協定ということになりますけれども、協定を結ばないまでも、できることを1つずつでも充実させていってほしいというふうなお話をいただきましたので、私としては、やはり当市の子ども家庭支援センターの機能をさらに強化するというふうに、これを指標にして少し現在の子ども家庭支援センターの体制を伺い、そしてどのような状況になってるのか、また強化できることはないのかということをお聞きしたいと思います。

その中で、先ほど市長の御答弁の中でも、人員の確保ですとか専門的な知識ということで、組織体制も含めて課題があるというふうなことも少しお話があったと思いますけれども、現在の子ども家庭支援センターの職員体制についてお伺いさせていただきます。

子ども家庭支援センターのセンター長と、それから相談業務に当たる正規職員の方の人数ですとか、あとは資格ですとか、あとはその子ども家庭支援センターに配属されてからの継続の勤務年数などをわかる範囲で構いませんので教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターの現在の職員体制ということ、それから資格、あと年数ということでございます。

子ども家庭支援センターの所長は、現在正職1名で、主査職がついております。配属が29年4月1日になっております。資格といたしましては、教員免許を保有しております。

それから、相談に当たる職員ですけれども、虐待対策ワーカーとして2名、職員がついております。こちらが7年の職員と4年の職員になりますが、1人は保健師資格を持っております。それからもう一人につきましては社会福祉主事資格を取得しまして、その後、子ども家庭支援センターで3年を経験をいたしまして研修を受けております。

あと2名になりますが、1名は生活福祉課のケースワーカーを長年していた職員が、子ども家庭支援ワーカーということで、3年の職員がおります。もう一人正規職員がおりますが、こちらは2年が過ぎて3年目に入っております。社会福祉主事資格を取りまして、ここで2年目に入っておりますので、来年、虐待対策ワーカーの資格を取る予定でおります。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そうしますと、実際に相談を担当してるようなケースワーカーさんの方は、4名ということでもよろしいですか。それに対応している子供の数といいますか、ワーカーさんが1人に対してどれくらいの件数を抱えてるのかということをお教えください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) それぞれの経験年数によりまして、抱えているケースの件数が違ってまいります。若干時期によってケースが動くんですけども、今大体300弱のケースを子ども家庭支援センター全体で対応させていただいています。

以上です。

○4番(実川圭子君) 300弱というと、4人で割ると70名以上ということで、先日もこの児童虐待の話題ですとか、児童相談所の話題などがちょっとほかのところでやっていたケースで、やはり1人のワーカーが抱えているケースが多いということで、それで人員体制が十分なのかというような記事などもありましたけれども、当市でもかなりの人数を抱えてるということが今わかりました。

それから、私の感じているところでは、センター長ですね。センター長の方が割と短い期間で交代しているということが非常に気になることです。こういったことで専門的に対応ができるのか、あとは人数的にどうなのかということが、私としては疑問に思っているところなんですけど、専門性という点でもう1つ伺いたいのですが、東京都のほうで行われているような、例えば児童虐待対応研修などというのがあるようなんですけど、そういったところには課長さんやセンター長さん初め、職員の方などは、研修のそういったところにどの程度出席してるというか、研修の出席状況などを教えてください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) ただいま手元には、研修の出席状況のほうは持っておりません。平成29年度では、地域子育て支援研修として、区市町村児童相談業務の研修が行われております。本年、こちらのほうが12コマを1クールとしまして、子ども家庭支援センターの職員のうち、児童福祉司任用資格を取得する目的の者か、あるいは要保護児童対策調整機関の調整担当者、あるいは新任の職員ということで対象になっておまして、今年赴任しました子ども家庭支援センター所長が新任研修の任意というところで、この12コマの研修に参加をいたしております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ケースワーカーの方などいろいろ研修など重ねて対応していくということだと思えますけれども、先ほどのケースを抱えている状態でなかなか研修に参加するというのも厳しい状況なのではない

かなということがわかりました。

では、ちょっと先にいきまして、通告のイのほうですね。要保護児童対策地域協議会の体制強化ということで、こちらのほうはもう既にやられているというような御認識なのかなというふうに思いますけれども、19の団体それから6つの法人ということで、25団体という非常に大所帯の会議だと思いますけれども、この構成団体の方というのは、この協議会の会議に全てこの団体の方がそろっているのか、出席状況などをお聞かせください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 要保護児童対策地域協議会は、代表者会議を年2回、それから実務担当者会議を年4回開催しております。その中で、それぞれ代表者会議のほうには機関の代表者の方、それから実務担当者会議のほうには実務を担当されている方が、ほかのケースと重なったりしない限りはほとんど出席をいただいている中で会議を行っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） この要保護児童対策地域協議会の実務者会議のほうには、学校の先生ですとか、保育園や幼稚園の先生など、実際に現場の先生方などはどのように参加をされてるのか。あとは、会議だけではなく、その現場で実際に子供たちに対応している方の研修というのはどのようになってるのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 要保護児童対策地域協議会への学校の先生方の出席ということなんですけれども、そちらになりますと、学校教育部教育指導課のほうで代表をして要保護児童対策地域協議会のほうに参加をいただいている、そこから御連絡をいただくというような形になりますので、実際の会議に先生方が御出席いただくということは現在のところありません。

先生方を対象としました研修会というところでは、第3回の実務担当者会議の席を、こちら養育家庭のほうのお話になってしまうんですけれども、研修会を行って広く御出席をいただくという事業を行っております。

それ以外の部分では、児童虐待にどのように対応するというような形での研修会というのは、先生方を対象に行うということは、今実施しておりませんが、学校のほうから講師派遣というような形で、子ども家庭支援センターの職員を要請ありますと、先生方が行う自主研修のところに子ども家庭支援センターの職員が出向きまして、虐待等のお話をさせていただいております。

以上です。

○4番（実川圭子君） やはり、実際に子供たちに接する現場の方にそういったことをしていただくというのは、大事だと思いますので、また学校との連携は、この後ちょっと別のところで質問させていただきます。

今回のこの連携強化事業の中を見ますと、そういった構成団体のいろんなたくさんの方のところを巡回して情報を収集していくということが挙げられていると思いますけれども、そのことについては、本市では現在どのような対応をしているのかということと、今後そういったほかの機関に家庭支援センターの職員さんが巡回して情報を集めてくるというようなことはどのようにしていくのかお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） さまざまな関係機関への巡回して情報を収集ということで、これまで、今までのところだと、もうちょっと範囲は狭まるんですけれども、臨床心理士による保育園等の巡回相談というのをやっておりまして、保育士さん等が保育現場において対応を考えてしまう、対応をどうしたらいいだろうというような疑問を持ったときに、心理士のほうが対応させて、助言をさせていただいたり、あるいはそちらの御家庭について子ども家庭支援センターのほうでもかかわりを持っていくような形で連携をとらせていただいております。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま、子育て支援課長のほうから現状のことということで、心理のほうの職員が実施している部分について御答弁させていただきました。

今後でございますけれども、東京都の要綱では、この要保護児童対策地域協議会の強化ということで、子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業というものを進めていくようにというような形で体制強化が言われておりますけれども、この事業につきましては、職員体制などが常勤の職員が1名、それから非常勤が1名、それから従事する職員については、社会福祉士や保健師などの資格を有する実務経験がある者とか、それからこの支援チーム、巡回支援チームは原則として、市内全ての認可保育所や幼稚園、公立小中学校などを必ず年1回以上訪問するといったようなことで、なかなか今の実情ではハードルが高いというような状況でございますので、市長の御答弁もありましたとおり、今後の組織体制を考えていく中で、これを行っていくことについても検討してくようになるかというふうを考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、この体制を整えて実施していただきたいと思います。

守られる命がこれで、市の体制が整わなくて守られなかったということが決してあってはならないと思いますので、このことは本当にトータルですけれども、人員体制は今後検討の大きな課題だというふうに私も考えます。

それでは、次のところに進みたいと思います。

ウのショートステイの体制強化についてお伺いします。

当市では、要保護児童ということで対象というふうには限定はしてないと思いますけれども、このショートステイ事業行っていると思いますけれども、現状とそれからそのショートステイ事業の必要性をどのように考えてるかお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子どもショートステイ事業でありますけれども、市内養育家庭で宿泊により児童をお預かりするという事業で、保護者の病気や出産等を要件として2歳以上から12歳以下、12歳の方でも中学生は除かせていただいて、1泊2,000円で最大6泊7日以内ということで、お預かりをする事業を行っております。

平成29年の7月から養育家庭、それまで3家庭だったんですけれども、ふえまして、4家庭に今現在なっております。ただ、昨年平成28年と29年、今現在のところ、ショートステイの御利用というところにつながった方は、今のところいらっしゃいません。ただ、御希望があったときにきちんと対応できるような形をとらせていただきたいということで、予算は上げさせていただいて、協力員さんにもお願いをしているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） それから、この連携強化事業のほうでは、要保護児童のショートステイということで、協力家庭というよりは施設型で整備をしていくということを進めることが挙げられていますけれども、この施設型の整備についての考えはございますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市長からも御答弁いただきましたけれども、現在市で行っておりますのは、一般の御家庭に御協力を依頼してショートステイをお願いさせていただいてるというようなところでございます。

ただ、今後ますます養育等困難な要保護の児童を抱える世帯というものがふえていくことが想定され、より専門的な対応が必要となるということを考えておりますので、市内に児童養護施設がございますことから、そちらのほうと、今後今の現状ではなかなか厳しいというようなお話があるんですけども、今後そちらのほうの活用なども検討させていただきよう、そちらの施設を所管しております法人の方と話し合い等もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そちらの施設も今後建て替えの予定などもあるようなことも私も聞いてますので、ぜひうまく連携をとって進めていただきたいと思います。

私は、事が重症化、重大化しないためにも、このショートステイをうまく使いながら支援をしていくということが非常に大切だというふうに考えています。子ども家庭支援センターでは、一時保護ということも行っていないと思いますけれども、児童相談所のほうでは、かなり一時保護の施設がパンク状態で、こういった地域でも担ってほしいというようなことなんでしょうかと思っておりますけれども、東大和市のお子さんがその児童相談所で一時保護の利用をしているという、そういった状況というのは把握されているのでしょうか。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) それぞれの御家庭のケースによってケースワークをさせていただいておりますので、一時保護されているお子さんについては把握をしております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ということは、東大和の子供たちもそういう一時保護を利用してるということなんでしょうかと思っておりますけれども、当市で協力家庭の方も利用がないということなんですけど、ちょっとそこを一緒にしていいのかわからないんですが、ショートステイの事業というのを施設型にして利用がされていくのかどうかと、私は先ほど言いましたように、うまくショートステイを使いながら親子の関係を修復していくようなことに使っていただきたいと思っておりますけれども、制度をせっかく整えても利用がなければ意味がないと思っておりますので、その制度を使わない、使われていない現状の原因というか、制度がせっかくあっても使われていないというのは、どういうところに課題があるのか教えてください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) ただいま議員のほうから、ショートステイの利用が進まないというところでの原因についての御質問がありました。さまざまなケースにおいて、やはりその保護者の方ですね。保護者の方がどのように考えられるかというところでのショートステイの御利用になりますので、その前の段階の27年に御利用があった方は、それぞれのケース、なかなかお話しするのが難しく、御自分の冠婚葬祭であったと思います。御都合で御利用という形で、今のところ、養育協力家庭さんでのお預かりをお願いする場合に、レスパイトというんでしょうか、なかなか困難ケースっていうのをお願いするっていう状況には今ないので、困難ケースに関しましては御利用がないという形になっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 1つには、私はこういった事業があるということが知られてないということもあるのかなというふうに思いますので、うまくこういうサービスもあるんだということを伝えるようなことも、ひとつ必要なのではないかなというふうに考えてます。

では、時間があれなので次にいきます。

エの児童相談所と職員の相互派遣についてということで、こちらのほうは、この連携強化事業の通知によりますと、課長級職員を月に1回程度、児相へ派遣することというふうなことが書いてあるんですけど、このこと

から私は2つのことが言えるんじゃないかなというふうに思うんですが、一点は、センター長の職が課長職というふうに書いてあるのが、当市では係長職になるのではないかなというふうに思うんですが、そのことと、あとはもう一点は、現在でもセンター長ですとか、あるいは課長さんが児相へ定期的に通うということをしているのかということをお伺いしたいんですけれども、1つは、センター長が係長職で今ありますけれども、課長職への職員の配置は考えられないのかということと、もう一点は、現在の体制でセンター長の方、あるいは課長さんが児相へ定期的に通うということをしているかどうか、この2点についてお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、先ほど御答弁させていただいておりますものと同様の部分になりますけれども、まずこの課長級職員の派遣というようにことで東京都のほうから言われているものにつきましては、この部分は先ほどから御答弁させていただいておりますとおり、法改正により特別区が児童相談所を設置できるというふうになったことに伴いまして、現在23区のうち22区で、児童相談所を東京都の業務から各区の業務に移管するというようなことの準備ということで、課長級職員を派遣しての研修ということで、これは今までの枠組みがなく、初めて行うものだというようなことでの東京都の説明がありました。

その中では、子ども家庭支援センター長を想定しているというような説明もございましたけれども、各区部では既に当市と同様に、子ども家庭支援センターがありますが、児童相談所業務が東京都から移管されることに伴いまして、その児童相談所と子ども家庭支援センターとの機能をやはり一緒にして、一体化して行っていくというようなことで考えられているようでございますので、そういった場合になりますと児童相談所の所長と子ども家庭支援センター長が同じ人がやるような形になるというようになりますと、やはり課長級のレベルの職員が対応するというようなことで考えられているのであろうというふうに想定しております。

当市といたしましては、今後国のほうから子育て包括支援センターなどの設置なども言われておりますことから、そういったさまざまな子どもの全ての育ちを保障する支援というような形で、組織のあり方等も見直しを含めてどうしていくかということを考えていく必要があるかと考えております。

また、従来課長職を児童相談所に定期的に派遣しているかということでございますが、そういった枠組み自体がございませんので、そういったことは行っておりません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） このあたりは、今後の課題なのかなというふうに思います。

それからもう一点、職員の派遣ということで、一般職の派遣ということで、こちらのほうは年間を通じて派遣というように出ています。他の部署でも当市でも、他の部署で都のほうに職員の派遣などをされて、その職員の方が帰ってきて、市内でそのスキルを使って活躍をされてるということは、私も見ているところですので、ぜひこの子ども家庭支援センターのことについても専門性を高めるとか、体制を整えるという意味でも、やはり児童相談所に職員の派遣ということを考えてもいいのではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 対応の強化とか連携を図るといった意味では、やはり児童相談所等にも職員を研修で派遣などというようにことも大変重要なことであるというふうには考えております。

ただ、東京都の説明によりますと、現状、実際、児童相談所自体の人員体制とか、それから児童相談所の職員の人材育成といった面で課題があるということで、児童相談所によっては御自分のところの職員の研修で手いっぱい、各市町村の職員の研修までには手が回りませんというようなこともございますので、そういったところも今後調整をしながら、互いのそういった人員体制等が整ったら、そういったことが実現可能になるの

ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この一般職員の派遣というのは、特別区のほうではもう既に行われている、それは児童相談所が移ってくるということでやられてるのかもしれないんですけども、市部のほうでは、実際のところほとんど取り組みがないということを東京都の方もおっしゃってました。

以前に八王子がやっていたけれども、現在は行ってないということで、ほかの多摩地域では職員の派遣というのは進んでないということもおっしゃってましたけれども、都のその担当の方は、受け入れ体制というのは児童相談所のほうでできているので、市部のほうからも派遣を進めてほしいということでした。地域によっても違うかもしれないですけども、機会を見つけてぜひ検討を進めていっていただきたいと思います。

次に、オの児童相談所からの事案送致への対応についてということで、こちらのほうもこの連携強化事業の中に1つ出ているんですが、児童相談所で、そちらのほうもかなり件数がふえてるということで、地域のことはまた児童相談所に相談があったものから地域へおりてくるということが進めていくということなんだと思いますけれども、現在でも、189(いちはやく)というのが広まって、189(いちはやく)というのは児相に直接連絡が行くと思いますので、その児童相談所に連絡が行ったものが、市のほうに対応するようということでおりにるケースというのはどの程度あるのか、もし具体的な数などがありましたら教えてください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 警察のほうから児童相談所のほうにつながったケースで、地域におりてくるというところでは、現在数は把握はしておりません。ケースの案件が発生しますと、今現在ですと、地域でまずは対応してくださいということで、もう児相がこちらのほうに地域で対応してくださいということでの話がありますので、東京ルールというものがあまして、東京都内の子ども家庭支援センターは、まずは地域というルールがありますので、おりてくるとかっていう概念よりは、まずケースが1つ発生しますと、地域が現認をする、目で確認をするというルールがありまして、48時間以内に子ども家庭支援センターの職員が出向きまして、安全の確認をさせていただいております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) では、ここの連携強化事業で挙げられている事案送致というのは、どういったことを指してるのか、ちょっと教えてください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) この事案送致ですが、これまでと恐らくなんですけど、申しわけありません、恐らくになってしまうんですが、これまでと同じことを地域がやるという形で、ただ東京ルールのほうが、まだ今東京都のほうで、この児童福祉法の改正に伴いましての制度の検討を今現在まだ今年度やっているところなので、市町村は、今までの東京ルールにのっとって今まだ動いておりますので、今後そちらのほうで新しいルールにのっとった場合どうなるか、示されてくると考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) そのことは、私もちょっと聞いたところで、東京ルールとの整合性というか、どうなるのかというのはまだこれからだという話も聞いてますので、わかりました。その点については了解しましたけれども、やはり子供たちにとっても、やっぱり一番身近な近くのところに対応していただくというのが一番だと思いますので、ぜひ、子ども家庭支援センターの対応を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと先にいきまして、子ども家庭支援センターと学校とを……

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時54分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、続きまして、②の子ども家庭支援センターと学校と他機関との連携についてお伺いしたいと思います。

私も子育てのことですとかでいろいろ相談を受けるんですけども、お会いした方の中で、お子さんが登校拒否になってお母さん自身もどこも相談できなかったという方がいらっしゃいました。みずから相談できないケースは、子供の状況から判断していくということもあると思いますけれども、そういった学校とそれから虐待があったときに学校から子ども家庭支援センターへの連絡というのがどういうふうになっているのかなということがちょっと疑問に思うんですが、例えば学校に行けない、登校拒否になったということで、教育センターのさわやか教育相談というのがあると思いますけれども、そういったところに相談に来た方に対して、子ども家庭支援センターにつないだほうがいいのかといった件数というのは、どれくらいの割合があるのかって、何が言いたいかといいますと、学校の相談で来た、不登校の相談で来たから、じゃ不登校のことだけをやるということではなくて、やはりその背景にはいろいろな家庭の問題とかも私は十分隠れているんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりそこは子ども家庭支援センターと連携して対応していただきたいなと思ってるんですが、教育センターのさわやか教育相談に来た相談の中で、どれくらいの割合で子ども家庭支援センターへ連絡などをしているのか、お伺いします。

○学校教育部参事（岡田博史君） ささまざまな相談がさわやか教育相談室であったり、不登校の関係であればサポートルーム、適応指導教室のほうに相談がある。それ以前に、学校のほうに相談があるのが一番基本的にはいいわけなんですけれども、そういう相談があって、学校のほうでは家庭の状況についてもある程度把握ができるような状況もございます。

ですので、その時点で、これは子ども家庭支援センターにつないでおいたほうがいいのかというふうに判断した場合には、子ども家庭支援センターに連絡をします。これは、もちろん学校だけではなくて、さわやか教育相談室においても、またサポートルームにおいても、そのような認識であります。

その割合がどのくらいかと申しますと、それはちょっと今こちらに資料はございませんし、その把握はできていないのですが、実際に子供の養育に関しておうちの方の心配があるような場合には、確実に子ども家庭支援センター、また虐待等でこれは重大だと思ったものについては、もう児童相談所に直接通告をするというようなケースも考えられるかというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ケースバイケースで、いろんなケースがあるので、一概には言えないと思いますけれども、私のとこに来た方はサポートルームにもお子さんが行って、お母さん自身はかなり悩まれていた方で、どうしてこの方が家庭支援センターにつながらなかったのかなというところからちょっと今質問させていただいたんですが、学校だけではなくて、例えば市役所の窓口を経済的な困窮しているというようなことで訪れたりとか、ひとり親の世帯って申請をしたりっていうことで、いろんなことで市役所の窓口にも訪れてくると思いますけれども、そういったときに小さいお子さんがいるということであれば、子育てに関してはどうなのかとか尋ねたりとか、そういったことを私はするべきだと思いますし、そういうことで日本一子育てしやすいまち

になっていくというふうに思っているんですが、この部署に来たからその対応だけしているということでは、やはり隠れている状況などが出てこないのかなというふうに思います。

そういった窓口で、小さいお子さんを抱えてるような家庭で、もしかしたらどうなんだろうというようなときに、子ども家庭支援センターにつなぐというようなルールというか、何かそういったようなことはあるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 窓口にお見えになった方を子ども家庭支援センターのほうにつなぐかという御質問ですが、例えばなんですけれども、手当のほうの窓口にお見えになった方がどうも困難を抱えていそうだというのを、受け付けをした職員が感じますと、こういう直接でも困難を抱えていますかというふうにお伺いすることはできないので、難しいところはあるんですが、お話をしていくうちにちょっと困っててなんていう言葉がちょっと出た場合は、子ども家庭支援センターを相談させていただいたり、そのお話の内容がどうも経済的なことだなと思えば、そえるを、相談窓口がありますよということで御紹介させていただいたりということはさせていただいております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 子育て支援部の中では、割とそういうことがいけるのかなと思うんですけれども、私は、ほかの部署についてもそういった感覚を持って接していただきたいなというふうに思います。なかなか子育てに困ってるということを、親自身もみずからそういったところですぐに話すわけでもないですし、ましてや親御さん自身が虐待の加害者であったりしたら、絶対にみずから相談するということはないと思いますので、どんな窓口の対応でも、やはりそういう感覚をちょっと市全体で持っていて、みんなで子育てを応援するんだっていうようなところをぜひ進めていっていただきたいと思います。

では、次に、この大きな項目の中の最後なんですけど、新しい社会的養育ビジョンについてお伺いします。

これは、まだ7月31日付で厚労省が発表しました新たな社会的養育の在り方に関する検討会から出されたものなんですけど、新聞などの報道でも、今後要保護児童のうちの75%ぐらいを家庭養育に移行していくとか衝撃的な、かなり高い目標を掲げている内容だというふうに思います。

こういったことに対して、まだ市の対応というのはこれからだと思いますけれども、少しお伺いします。

現在当市では、養育家庭というか里親になっているような家庭の方というのは、どの程度いらっしゃるのか教えてください。またそれからその75%ぐらいを家庭的な養育に変えていくということなので、今後市でもそういった養育家庭の方を広めていくということになるかと思いますが、そのことについて対策などありましたら教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 当市におけますいわゆる里親、養育家庭につきまして、件数については今ちょっと持ち合わせがございませんので、後ほど議員のほうにお伝えさせていただければと存じます。市のほうで里親というような形で、今年度も行いますけれども、報告会をいつも11月に行わせていただいております。里親の方がもっと広がっていただくような形になっていただきたいということで、講演会等も実施しております。

なかなかやはり里親という制度、養育家庭というのは、非常に困難なお子さんをお預かりしていくということですので、なかなかその御理解というのが非常に難しく、それをやはり受ける御家庭というの、相当なるやはり体制とか対応が必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、国のほうがこういった形で新しくビジョンを立ち上げて、3歳未満の子供については里親の委託率を75%以上とするという大変

高いハードルが示されたところでございますけれども、市といたしましては、児童相談所等とも連携を図りながら、東京都のほうの計画等もこれから策定されるということでございますので、そういったところも見きわめながら検討していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 里親さんのことを広めるということで、毎年やられている体験会ですか。去年、場所を変えて非常に多くの方に参加していただいたということで、あれはとてもよかったと思いますので、今後もそういったことでまず市民の方にも知っていただくということと、やはり今部長がおっしゃっていましたそういった養育家庭になるための方の支援というか、どういうふうに受け入れたらいいかという、その方たちへの支援というのが今後必要なんではないかなというふうに思います。

そのあたりは、今後の課題になってくと思いますけれども、もう1つ、この社会的養育ビジョンの中で、市区町村の子育て支援センターの充実というのをうたってるんですが、その中で、もう一点は、やはり虐待を受けている子の多くがゼロ歳児ということで、妊産婦の早い時期の支援というのが必要だというふうに、そこがかなめなのかなというふうに思うんですが、妊娠期からの切れ目のない支援ということで、先ほど部長のほうからも子育て世代包括支援の話なども今後構築していくということだったと思いますけれども、そのあたりについて、今現在具体的な検討というか、進められていることとかいうか、ちょっと教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国のほうでは、おおむね平成32年度末までに子育て世代包括支援センターをそれぞれの市区町村で立ち上げるというようなことで、このたび示されてるものでございます。当市におきましては、既に健康課におきまして、コーディネーター等を置いてきめ細やかな相談等に応じたりしているというようなこともございまして、東京都のほうの補助金上の状況では、既に東大和市は子育て世代包括支援センターがあるというような形で、カウントはされてるような状況でございます。

実質的には、今健康課のほうで、妊娠期からきめ細やかに妊婦検診からそういった形でコーディネーターが相談等に応じたりしておりまして、その中から発見されるような気になる方については、連携を図って子ども家庭支援センター等とのともに支援などにもつながっているということで、現状でも実施はしてるところでございます。

しかしながら、先ほど市長のほうからも御答弁いただいておりますけれども、今後やはり法改正等もありまして、さらに組織体制も含めて強化をしていく必要があるというようなことを踏まえて、この子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センター、それからそのほかに必要となります子育てに関するさまざまな相談機能というものを、やはり今後一体化、集約化して、さらに機能強化をしていくことが必要なのではないかということで、現在さまざまな検討等を行ってるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私もこの保健センターでの対応ですとかを見させていただいたら、本当に丁寧に対応していただいているなというのがよくわかります。少し気になる方がいたら、子ども家庭支援センターにもつないでいくというようなお話だったと思いますけれども、市民の中で、保健センターのやっぱり子供が生まれたとかそういった後の検診ですとかで、保健センターというのはなじみがあるんですけども、その後、子ども家庭支援センターというのがなかなか浸透してないというか、そういうところがちょっとあるのではないかなというふうに感じてるところです。

今回、子ども家庭支援センターについて詳しく伺いましたけれども、この質問にするに当たっては、当

市の子ども家庭支援センターの対応がかなりおくれをとっているということが、児童相談所の関係者からちょっと指摘を受けまして、そのことですか、あと、子育てに悩む母親が子ども家庭センターを知らないというふうに言っていた方が結構いるんですね。

保健センターがつながって支援を受けてる方は多分続いていくんだと思いますけれども、保健センターで特に小さいころは特に問題を感じなかった。もう保健センターで子育て、子供たちが大きくなって、その後、大きくなって何かあったっていう場合に、子ども家庭支援センターっていう発想が保護者の中で余りないのかなということを私は実感しています。

せっかく仕組みがそうやってあっても、実際に子供たちを救えているのかなということに疑問を感じたので、今回質問させていただきました。訴えてくるとか、目に見えていることだけじゃないところで、やはり問題というのが起きてると思いますので、そういった問題をやはり子ども家庭支援センターのほうから探しに行くとか、そういう体制も必要なのではないかなというふうに思っているんですが、最初のほうでも、組織体制ですとかそういったことも非常に厳しいということもわかりましたので、ぜひそういったところは市全体で検討して、子供たちのためにぜひこの子ども家庭支援センター、それから今後の子育て包括世代の支援センターなども、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で、1番目の項目は終わりにしたいと思います。

次に、2番目の緑の保全、創出について伺います。

私は、6月に水と緑のネットワークということで質問をさせていただいて、当市の緑の基本計画がこれから改定をするということで、どういった方向性を持つてるかということを確認させていただきました。今回は、それを具体的に進めていくのにはどうしたらいいのかということ念頭に置きながら質問させていただきたいと思います。

今回の質問の中心は、市街地の緑である街路樹について中心にお伺いしたいと思います。

その初めとして、具体的に市役所通り、野火止用水、湖畔ビオトープのそれぞれの剪定について伺いますということで、市長からも御答弁いただきましたが、何でこの3カ所を具体的に出したかということ、ここの樹木の管理というか剪定などについて、少しこれでいいのかなということ疑問に思ったからなんですね。

街路樹の管理については、市民の方からも多分落ち葉などがあつたら早く切ってほしいという要望もあるだろうし、切ったら切ったでどうして切るんだというような反対の意見などもあるということは、私も承知しておりまして、非常に苦慮していることではないかなというふうに思います。

そういったときに、私は、市のほうで剪定のしっかりとした基準を持っていれば、市民の方にも説明をしっかりできるのではないかなというふうに考えました。そのことについて少しお伺いをしたいと思います。

具体的に挙げさせていただいた市役所通りのカエデの一種だと思いますけれども、大きな葉っぱの木々ですけれども、東のほうに行くと、今はちょっと緑がまた出てきてますけれども、切りたてのときには真横にすばっと切って、電柱が1本立ってるような状況に切られていました。どうしてそのような切り方をしたのかなというのが1つ疑問に思います。

それから、野火止用水の樹木に関しては、こちらのほうは歴史環境保全地域というふうになってると思いますけれども、そういった中で剪定をしにくかったりですか、また大木になっていて倒木が起きたりということで、なかなか費用的な面もあって対応が難しいのではないかなというふうに考えているんですが、そのあたりの市としてはどういう方針で野火止については剪定をしていくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の湖畔ビオトープの件に関しましては、湖畔集会所の裏に少し池があるんですけども、その外側というか、上のほうに大きな木がたくさんあったんですが、その木がこの夏に一気に切られてしまって、私としてはビオトープに少し影響があるのではないかなというふうに思いましたので、どういった経緯でその木を切ったのか、そのあたりについて3点、簡単に構いませんのでお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹の剪定の基準につきましては、市内全域の道路植栽の維持管理としまして、街路樹等管理委託として業者発注してございます。その中で、仕様書に基づき実施しているような状況でございます。高木につきましては、年1回夏の剪定のものであったり、冬の剪定だったりするものでございます。

その中で、市役所通りの市道第518号線でございますが、こちら高木、モミジバフウという木でございますが、ぱっさりと強剪定をしました。こちらにつきましては、平成27年度から東側の高木を中心に強剪定を行っております。理由としましては、落ち葉が屋根のといに詰まり雨水排水ができない、また毛虫が発生して困るなどの苦情が沿線住民から寄せられたこと、また電線が高木にかかり、剪定時に電線を破損させるおそれがあること等によりまして、強剪定を実施したということで、やむを得ない措置として考えてございます。仕様書の中にも、隣接地に支障を来している樹木は強剪定とすることってということで、そういう仕様になってございますので、そのようにさせていただきました。

その通りの西側のほうにつきましては、樹形をある程度保つように剪定しておるような状況でございます。以上でございます。

○環境課長（関田孝志君） 私のほうからは、野火止用水の件でございます。野火止用水につきましては、歴史環境保全地域ということで、流域の市町村で一緒に守っていくということ協議会等もございまして、その中で維持管理をしているというところでございます。

こちらの維持管理については、巨木化、高木化が進んでいるというのは現状です。同じように足並みをそろえて、各市同じような管理をしていかないと、保全地域という中では難しいのかなというふうに考えております。また費用のほうも大分かかりますので、東京都と相談しながら進めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

引き続きまして、湖畔ビオトープの北側というところで、こちらのほうは湖畔第2緑地という場所になります。こちらにつきましては、今度の湖畔のほうの自治会長さんのほうから御要請がありまして、木が繁茂してるといって、もう10年程度は手が入っていないところでしたので、自治会のほうの要望では明るさと展望を求めたいという中で、大幅に強剪定や伐採を実施したところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それぞれの場所でいろいろ事情もあるのかなというふうに思います。

野火止用水のことに関しましては、ほかの自治体や東京都さんとも関係があるということで、こちらのほうはやはりどうしていくのかというのを他の自治体の方としっかり方針をつくっていく必要があるのではないかなというふうに私は考えます。

ただ、ちょっと今回はそこまでしまして、ほかの2点ですね。市役所通りのところと湖畔のところは、近隣の方の要請があったのだというようなことだったと思います。それで、仕様書に基づいて剪定を行って、委託をしているということだと思いますけれども、私はその仕様書のもとになる街路樹に関して、管理に関する市の方針などはどのようになってるのかということをお伺いしたいと思います。

街路樹の管理に関する計画というのを、他市では、つくっているところとつくってないところ、あるいは緑

の基本計画をつくった際に、その実行計画のような形で策定してるところなど、いろいろ状況は違うように見えるのですが、当市では、街路樹の管理に関する計画や何かルールのようなものがあるのかどうか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹につきましては、樹種によっては、大きく広がりを持った樹形にしなければならないもの、例えばケヤキなどがございます。そのようなものがございしますが、沿線宅地への落ち葉や枝伸び、車道上への枯れ枝等の落下など、管理する上で強く剪定しなければならないケースもございます。

方針としましては、なるべく樹形を損なわないよう、その樹種の特性に応じた適切な剪定を心がけるようにしておりますが、先ほど申し上げましたように、場所によってはそういうところが出てくるというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今御答弁いただいた樹形を考えてというようなことは、市の方針としてどこかにあるのかということと、そのための計画などを策定してるかということをもう一度お伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 方針というものは特にございませんが、道路を管理する上での仕様書の中で基準を設けてございます。

例えば夏季剪定につきましては、樹間を整えること、混み過ぎによる枯れ枝の発生防止等を目的とした軽剪定とし、切り詰め、枝抜きを行うこと。ただし、隣接に支障を来している樹木は強剪定とすることということで、市内のハナミズキやトウカエデ、桜、ユリノキ、ヤマボウシ、モミジバフウなどがそれに当たります。

冬季、冬の剪定につきましては、樹形の骨格づくりを目的とする基本剪定とし、樹種特性に応じた最も適切な剪定方法により行うこととしまして、ケヤキやヤマモモ、トチノキなどがそのようになってございます。

それと、一般的なこととなりますが、通行の支障とならないよう、歩道は地上から2.5メートル以下、車道は4.5メートル以下の枝は切り取ることということで、基準上決まっております。

以上でございます。

○都市建設部長（直井 亨君） 現行の今課長が申し上げたとおり基準はないんですが、東大和市緑の基本計画におきまして街路樹の適正な管理ということが規定されておまして、そこにおきましては、街路樹の適正な管理は、美しく秩序ある道路景観を創出するためにも大切なことです。街路樹の剪定に当たっては、街路樹の樹種が持つ固有の自然樹形を考慮した剪定を行い、自然的な要素を保った街路景観の形成に努めますとされておまして、基本的には、今土木課長が申し上げたようなことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私もその緑の基本計画のその箇所を確認しまして、このとおりになっていたら今回の質問にはならなかったのかなというふうに思っているんですが、次にちょっといきまして、ちょっと質問を変えて、街路樹の樹種の選び方などもあわせて、街路樹をなぜ植えるのかとか、その役割や目的などを市ではどのように認識してるかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹につきましては、一般的には歩道のある道路につきましては、景観や日陰など潤いのある歩道を目指すという中で、歩道上には幅員に応じて街路樹を設置していくことが道路設計基準の中でも定められておりますので、そういう基準に基づいて設置してるような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 基準はつくられてると思いますけど、何のためにやるのかと、植えるのかとか、その役

割というのがしっかりと市でも持っていて、そのためにこの街路樹を植えてるんだっていうことがきちんと市民の方に伝われば、邪魔だとか、落ち葉がうるさいからすぐに切ってくれとかっていうようなことには、私はならないのではないかなというふうに思っているんですが、その役割や目的など、例えば今おっしゃっていただいた景観上ですとか、日陰をつくるっていうことも大切だと思いますし、また防災安全上でも、例えば火事などがあつた場合にそこでストップされるとか、あとまた生態系の問題ですとか、地球温暖化ですか、そういった抑制などにも効果があるということがいろいろなところで言われていることだと思います。

そういったことをしっかりと市のほうでも、こういう目的で街路樹を植えている。基準はわかりますけれども、何のためにそれを植えるのかっていうことをしっかりと把握をしていただきたいというふうに思うのと、またそれを市民の方にきちんと伝えていただきたいなというふうに思ってます。

それから、先ほどから樹形の話が出ていますけれども、植えるときから落ち葉のこととかは想定をして植えてないのかっていうことが、私はちょっと疑問なんですけれども、木というのは成長しますので、植えた後どのような葉っぱを茂らせるとか、そういった目指す樹形というのを、他市の街路樹の管理計画などを見るとしっかりと載ってるんですね。植えたときにはこういう形だけれども、ここまで葉っぱを伸ばすようにしますとか、そういった目指す樹形っていうのがきちんと目標として持っていれば、市民の方にもそれを伝えられるし、これは邪魔だから切ってくれってすぐに言われても、いや、こういうふうに目指すんですよということを説明できるのだというふうに思いますけれども、そういったものを今後つくっていただきたいと思いますけれども、そのあたりについて認識をお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 樹形につきましては、ケヤキやハナミズキなどその木に応じた剪定等を行って樹形を整えるということがございます。一般的には、ケヤキなどは大きい葉を持たせ、枝張りを大きくするようなことが一般的でございますが、道路につきましては、いろいろ要望等や苦情等もございます。道路上という制限された中でございますので、その中で、極力道路にもマッチしたような形、それから沿線住民の方にも支障のないような形で管理をしているっていうような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当に他の自治体のことをいろいろ言うのも何ですけれども、こういった計画をきちんと持って街路樹を整えてるところは、その路線ごとに、このところはどういうイメージでつくっていくというようなことをしっかりと計画として持って、それに沿って進められているので、町並みもすごく美しいような形になっています。

当市の街路樹も、いろんな場所によっていろいろ植えられてる木も違いますので、その木ごとにどういうふうにしていくのかというのは、やはり私は計画などをしっかりと持って、市民の方とも共有していただきたいなと思います。

どんな街路樹が市内にあるのかというようなことを、街路樹マップというような形で公開しているところもあるのですが、ぜひ東大和でもその街路樹マップを作成して、そういった市民の方と共有をして、ぜひ親しみの持てる街路樹をつくっていただきたいと思います。

1つ、木の選び方についてお伺いしたいのですが、市内の何カ所かでヤマモモを植えているところがあります。ヤマモモというのは、実が熟れると落ちて、そのままにしとくとやはり汚い状態になってしまいますけれども、このヤマモモの実も、収穫してジャムにしたりジュースにしたりということもできるのですが、そういった街路樹の実の活用みたいなことを市民の方と一緒にやっていくということではできないのか、そういったこ

とをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内で実がなるというものにつきましては、ヤマモモ、もしくはイチヨウですかね、ぐらいになるかと思うんですが、ヤマモモにつきましては、市道第3号線のやまもも通りでございます。こちらにつきましては、最近木の老化が原因なのか、実が小さいとともに、実がなる木も少ないようなんですね。今おっしゃられたような何かできればということでございますが、現状の木を見ますと、なかなか活用がちょっと難しいのではないかなということもございまして、高さ2.5メートル以下の部分につきましては、枝がございませんので、実をとるにしても安全性の確保とかそういう部分も大事になってきますので、なかなかそういう部分では、活用していくというのは難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 現状はそのようなかもしれないですけども、市民の方との共有のものだということになるようなことがわかるような街路樹の木の選び方っていうのを、私は進めていっていただきたいなと思います。先ほど、部長のほうから御紹介いただいた緑の基本計画に載っている道路の緑化のあたりでも、季節感のある植栽の実施という項目もありまして、実のなる木を積極的に使い、季節感や地域の特色を出すように努めますというような表記もありますので、そういったことも含めてやはり市民の方と一緒に、自分たちの木だっというふうな感覚を持っていただければ、もっと親しみの持てるものになるのではないかなというふうに思います。

それで、あともう1つ、街路樹については、街路樹だけじゃないんですけども、緑の木の剪定ですとか、そういったことについては、非常に費用もかかることが、お金があればもっと自由に植えかえをしたりとかということもできるというようなことになってくるといいますけれども、街路樹は、やはり狭い限られた環境に植えられて、非常に過酷な育ち方をしてるので、木の寿命も割と短いというか、病気になったりですとか、そういったことで植えかえの必要も出てくるというふうに言われています。

50年ほどしたらもう植えかえの時期だということも言われているのですが、そういった更新についても視野に入れているのかということをお伺いしたいと思います。

市では、公共施設等総合管理計画をつくって、公共施設ですとかインフラのことについて費用が今後どれくらいかかるのかということを出していると思いますけれども、街路樹については、道路の附属物としてインフラの更新の対象として含めての計画だったのかどうか、そのあたりをお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、街路樹の更新についてでございますが、もう市内の街路樹、ほとんどが老木化、大木化して、更新の時期に来ております。そういう必要な時期になってございますが、直ちに植えかえることは難しいため、駆除対応を行いながら維持管理に現在のところは努めているところでございます。更新については、今後検討していかなければならないということと考えてございます。

それから、東大和市公共施設等総合管理計画の中での更新費用の関係でございますが、このインフラ系更新費用としましては、道路、橋梁、道路附属物を見込んでおります。この道路附属物につきましては、街路樹は含まれてございません。街路樹の維持管理費用につきましては、インフラ系の維持管理費用の中に、ほかの土木管理事務費、また道路補修費などと含めて見込んでございまして、通常の維持管理費の中で街路樹の剪定や更新を行っていくという考えの中で、この更新の計画はつくられてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） かなり老木化もあるということですので、本当に計画的に更新ということも考えていく必要があるなというふうに思いますので、ぜひそのあたりの対応も含めまして、最初のほうで申し上げました

街路樹の管理計画などを策定をぜひお願いしたいというふうに思います。

では、次の②のほうの川沿いや通学路などで人が多く歩くところに高木を植えることということで、お伺いしたいと思います。

ここでは、私は、人が歩くところの日陰ということを想定してちょっと質問したいんですけども、江戸川区のほうでも街路樹のいろんな計画をすごく熱心につくっているのを見させていただいて、江戸川区では、公園や街路樹ごとに調査をして、ひなたと日陰と気温をはかって、どれだけ日陰の効果があるかということの数字まできちんと載せているんですが、そういったことを見るとやはり街路樹を植えることで日陰をつくるというメリットというのは非常にあるのではないかなというふうに思います。

特に、空堀川沿いや、子供たちが歩く通学路など、今夏場、ことは少し涼しかったですけども、夏場、8月の終わりから学校に行く子供たちにとっても、非常に日差しが強いときには厳しいというふうに思いますので、そういった通学路を点検したり、植えられる場所をもう少し考えていっていただきたいと思います。

時間がないので先にいきますが、当市の東大和市緑化基準というのをちょっと拝見しまして、その第3条(2)によると、河川における緑化は、別に緑化計画を策定し、緑化するものとするというふうに載っています。この緑化計画というのは、実際に策定をしているのでしょうか。

○**土木課長(寺島由紀夫君)** この東大和市緑化基準の中で、そのようなことで規定はされてございますが、東大和市緑の基本計画が今後改定される予定ではございますが、現行の計画では、緑のネットワークの形成としまして、空堀川の管理用通路を植栽したり、ベンチを設け水辺や生き物に触れ合える散策路となるよう東京都に要望しますとなっております。

現在は、この計画に基づいて東京都に要望するというように対応してございます。

以上でございます。

○**4番(実川圭子君)** ちょっとこのあたりは、いろいろもう少しお聞きしたいこともあるんですが、ちょっと時間もありますので、先にいきまして、最後の③のところについては、木が1本あるだけで、やはり木の根元は土ですので、そこに水がたまったりですとか、あと木の葉っぱも茂っていると、そこに雨水がたまって、道路に流れ出す水が少し緩和されるというようなことがあるのではないかなというふうに思います。

市内の街路樹、3,000本以上あるということなので、そういったことで、私は少し雨が降ったときの水の対策などにもなるのではないかなというふうに考えていますが、そのことについては、そういう考えだということをお述べていただくことで終わりにしたいと思います。

最後に、東京都の実行プラン2020というのがあるんですけど、その中に3つのシティというのがあるんですが、その中のスマートシティという中に、街路樹について、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するため、樹形を大きく仕立てる計画的な剪定など、街路樹や公園の樹木の適正な維持管理を実施するというふうに挙げられています。

また、新宿区などでは、新宿りっぱな街路樹運動ということで、まちの骨格となる緑とすること、より魅力的にしていくことというのを念頭に基本方針を策定しています。

街路樹に関しては、日陰の効果ですとか、大きく育てるということが今後目指す方向なのかなというふうに思うと、東大和市の剪定の状況がどうなのか、管理の状況がどうなのかということをお疑問に思いまして、今回質問させていただきました。そういった方針をしっかりと市民にわかる形で今後まとめていっていただきたいと思います。ぜひ、大きく育てるという方針で管理計画などを策定をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時42分 延会